## ○総務省令第二十八号

地 方税法及び 国有資産等 ·所在· 市 町 村交付金法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第十七号) 及び 地

十五年法律第二百二十六号)及び地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の規定に基づき、 地

方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第百九号)の施行に伴い、

並びに地方税法

昭

和二

方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地 方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二十三号中「第四十八条の九の八第四項」 を 「第四十八条の九の九第四項」に改める。

第一条の八を次のように改める。

(公示送達の方法)

第 条の八 外国においてすべき送達においては、 地方団体の長は、 公示送達があつたことを通知すること

が できる。

第一条の十三第一 項 第 号 中 「第八条第二十項」 を 「第八条第二十一項」 に改める。

第二条の三の二第一項中「以下この条において」を 「次項及び第二条の三の 四において」に改め、 同条第

二項を次のように改める。

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者 の扶養親族申告書 (法第四十五条の三の二第四 項 及び

族 第三百十七条の三の二第四 告書 に記 載すべ き事 項を含む。 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 は、 用 法第 により当該 十五 条の三 給与支払者 の二第 が 提供を受けた当該 項及び第三百 十七 給与 条 )所得: 者  $\mathcal{O}$ 扶 養 項 親

匹

が 三

の 二

第

申

に 規定す る市 町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、 当該給与支払者が保存す Ś ŧ  $\mathcal{O}$ 

とする。 ただし、 当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限 0 属する年の

翌年一月十日 の翌日、 から七年を経過する日後においては、この限 りでない。

第二条の三の二第四 項中 「第三百十七条の三の二第二項の規定」と」 の 下 に  $\overline{\phantom{a}}$ 第二項中 「第四 十五  $\mathcal{O}$ 

三の二第 項及び第三百 + -七条 の三の二第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定」 とあるのは 「第四十五条の三の二第二項及び第三百

十七条の三の二第二項の規定」と」 を加える。

第二条の三の五第一項中 「提出 しなければならない者」 の下に「 (次項にお いて 「公的年金等受給者」 لح

いう。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 で に係るこれ 及び第三百十七条の三の三第一 た当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。)は、 の三の三第四 0 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書 間 当該 5 Ō 項及び第三百十七条の三の三第五 公的年金等支払者が 規定に規定する提出期限 項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対 保存するものとする。  $\mathcal{O}$ 属する年 ゴ項のに Ó 規定の適用により当該公的年金等支払者が提供 翌年一月十日の翌日 ただし、 当該 公的年金等受給者の から七年を経過する日 法第四十五条 しその提 扶 の三の三第一項 (法第四十五条 養親 出 「を求め :後に 族 审 を受け 告 る お 書 ま 1

号」に改め、 及び第三百二十八条の六第一項第一号」を「第五十条の六第一項第二号及び第三百二十八条の六第一 第二条の五の見出し中 同条第五号を同条第六号とし、 「記載事項」 を 「提出方法等」 同条第四号の次に次の一 に改め、 同条第三号中 号を加る える。 「第五十条の六第一 項 第 項第二 一 号

ては、この限

りでない。

五. 法第五 十条の七第一 項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第

項第二号及び第三百二十八条 の七 第一 項第二号に規定する支払済 みの 他  $\mathcal{O}$ 退 職 手当等 0 全部 又は 部 が

これら 0) 規定に規定す ,る特定の 役員 (退職) 手 ・当等に に該当する場合には、 次に 掲 げげ る 事 項

1 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得

税 は施行令第七十一条の二第二項に規定する特定役員等勤 続年数及びその 計 算  $\mathcal{O}$ 基 礎

口 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項 の規定により その 例によることとされる所得

税法 施 行令第七十一 条の二第四 項第一 号又は第二号に掲 げ る場合に該当するときは、 同 令第三百十九

条 の三第二 項 に規定する特 定 役員 退 職 所 得 控 除 額  $\mathcal{O}$ 計 算  $\mathcal{O}$ 基 礎

第二条の 五. を同 条第二項とし、 同条に第一項として次 の 一 項を加え る。

法第五 十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職 手当等の支払者がその退 職手当等

の支払を受ける者から受理したこれらの規定に規定す る申 ・告書は、 これらの規定に規定する市 町 村 長 が 当

該 退 職手当等 の支払者に対しそ の提 出 を求 めるまで 0) 間、 当 該 退 職 手当等  $\dot{O}$ 支払者 が 保存 けるも  $\mathcal{O}$ とする。

ただし、 当該 申 一告書に 係るこれ 5  $\mathcal{O}$ 規 定 に 規 定する提 出 期限 0 属する年 の翌年一 月十日  $\mathcal{O}$ 翌日 か ら七年を

経過する日後においては、この限りでない。

第七条の五 五の五中 「第三十七条の五の二第二項第二号及び第四項第二号」を「第三十七条の五 の二第四 項

第二号」に、 同 条第二項第一号及び 第四項第一号」を 「同項第一号」 に改め、 同条を同条第二項とし、 同

条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十七条の五の二第二項第二号に規定する総務省令で定める施設は、 ショルダー、 ランプ車両通

行帯、 場周道路、 保安道路及び航空貨物、 航空機燃料、 航空機装備品又は航空機部品の輸送の用 に供する

道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯とする。

第七 条  $\mathcal{O}$ 八第一 号 中 第九十五条の二第三項又は第九十六条の三第五項」 を 「又は 第九 十五条の二第三

項」に、 「若しくは第八十七条の二第一項」を「、 第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項」

に改める。

第九条の八第一項及び第二項中 「第四十八条の九の十三第一項」を「第四十八条の九の十四第一項」 に改

める。

第十条第二項を次のように改める。

2 法第三百 十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、 総務省関係法

号) 関 市 第二百二十六号) 令に係 定めるところにより、 する業 町 記 第四 村 載事 る行  $\mathcal{O}$ 条第 長 務を行う法人で 項」という。 0 政 指定す 手 続等に 項 第三百十七条 の定め る地方税 当該行 お あ を送信する方法とする。この場合において、 るところにより法第三百十七 ける情 って 政機関 関 総務 報 係 の六第五項  $\mathcal{O}$ 通 等 大臣 行 信 政 の技 の指定する電子 手 が 指定 · 続 等 術 又は第六項に規定する市町村 0 利 L  $\mathcal{O}$ た 迅 用 Ł 速 に 計算機」 条の六第七 関する法  $\mathcal{O}$ カン  $\mathcal{O}$ 0 使 的 用 確 な とあるのは 律 に係る電子 処 施 項に規定す 理 行 に必 同令第四条第 規 則 0 計 要な電 長 「地方税法 平 算機」 る記 の定め 成 十五 子 載 情報 と、 るところによ 事 項中 項 年 (昭和二十 総務省 処 (第四 理 同 「 行 項」 組 令 織 政 項 り、 とあ 人機関的 第 五 E  $\mathcal{O}$ 運 年 お 几 当 十八 る 営に 法 等 1 該 7  $\mathcal{O}$ 律  $\mathcal{O}$ 

れ 九 に光ディスク等により調 ば に 0) 第十条第四項を同条第七項とし、 八第 改 ならな め、 \ \_ 同 項に規定する総務省令で定める事 項 第 を 二号中 「とする」に改め、 製 「当該」 Ļ 提出しようとする給与支払報告 を 同条第三項中 「法第三百 同 <u>'</u>項第一 項」 1十七条 号 中 に、 前 「その」 の六第七 項の承認を受けようとする者」を「政令第四 を記載した申 を 項 書 「政令第四  $\hat{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 規格1 に改 請 書を同 及び見込枚数」 め、 十八 条の 項 の市 光デ 九 0 町 村 を削 八 1 この長に ス 第 ク 等 り、 項 E 提 同  $\mathcal{O}$ 規 項 出 十八条の 種 定 類 第三号 L 並 する なけ び

は

「 情

報

通

信

技

術利用法第三条第一

項」とする。

を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 光ディスク等の種類

四 光ディスク等の規格

五. 光ディスク等により調製し、 提出しようとする法第三百十七条の六第五項の給与支払報告書及び同条

第六項の公的年金等支払報告書の見込枚数

第十条第三項を同条第六項とし、 同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項 の送信 は、 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技術  $\mathcal{O}$ 利 用 における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準とし

務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

4 法第三百十七条の六第五項第二号又は第六項第二号の規定による記載事項の記録に関する技術基準につ

いては、総務大臣が定める。

5 法第三百十七 条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用 の媒体は、 光ディスク、 磁気テー

プ又は磁気ディス ク (次項に お いて 「光ディスク等」 という。)とする。

第十条の二の二中 「第四十八条の九の八第一 項 を 「第四十八条の九  $\mathcal{O}$ 九第一 項 に改め、 同条第

号 中 「第 兀 + 八 条  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 八 第 項」 を 「第四 十八 条 O九  $\mathcal{O}$ 九 第 項」 に改 め、 同 条第四 | 号中 「第四 十八八  $\mathcal{O}$ 

九 0 八第 兀 項」 を 第四 + 八 入 条  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 九 第四 項」 に改 Ď る。

第十条の二の三中 「第<sub>匹</sub>· 十八条の九の九」 を 「第四十八条の九の十」 に改める。

第十条の七の三第七項第二号中 「及び」を 「並びに」に、 0) 規定により算定された額」を「に規定する

厚生 労働大臣 が 定め る基準 準 により算定 した費用  $\mathcal{O}$ 額 及び介護保 険法 施行 規則 伞 成十 一年 ·厚生省令第三十六

号) 第七 + 九条各号に掲 げ ,る費! 用  $\mathcal{O}$ 額 の合計 額 に、 同 条第 項第二号」 を 同 法 第四 十八人 条第 項第二

号」に改める。

第十条の 十三第一号中 「本条」 を 「この条」 に改め、 同 条第三号中 「 債 務等処理法第二十五条に規定 する

移転 が終了するまでの間貸し付けている土地 (当該移転が平成二十三年一月一 日までに終了しな 7 場 合 に あ

つて は、 同 日 までの 間 にお いてのみ貸し付けてい る土 地 で日本貨物鉄道 株 式 会社が行う鉄道事 業  $\mathcal{O}$ 用 に直

接供 いする ŧ  $\mathcal{O}$ 鉄 道 事 業に係る線路設備 停 車 場、 車 庫、 工 一場、 倉 庫 足び詰 所  $\mathcal{O}$ 用 に供す る土地 に 限 る。

又は」を削る。

第十 条 *⊙* 第一 項 第 号 中 「及び第三項」 を削り、 同 項第二号口 中 (第三項にお į, 7 「外国貿易船

という。)」を削り、同条第三項を削る。

第十一条の十一中 「(都市計 画法第七条第三項 の市 街化調整区域内にあるものに限る。 を削る。

第二十四条の九第二号中「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改める。

第三十二条を次のように改める。

(報告書の作成方法)

第三十二条 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第一号に掲げる事項及び 同項第三

号に掲げる事 項 (法第七 百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等 (以下この項にお 7 7 「 税 負 担 軽

減措置等」という。) (T) 適用の状況に係るものに限る。)は、 次に掲げる税負担軽 減措置等の区分に応じ

、それぞれ次に定めるものに基づくものとする。

道府県民税、 事業税、 不動産取得税、 自動車取得税、 軽油引取税、 自動車税、 鉱区税、 市町村民税、

狩 7猟税、 事業所税及び都市 計 画 税に係る税負担軽減措置等 総務大臣が行つた地 方税の賦 課徴収の状況

に関する調査の結果

固定資産税に係る税負担軽減措置等 法第三百八十九条第一項の規定により総務大臣が決定した同項

に規定する 価 :格等に基づき算定した法第七 百五十七条第三号に規定する適用額を集計 L たも の 、 法第四

 $\mathcal{O}$ 規定に、 よる概 要調 書に 記 載された事 項、 法第七 百四十三条第三項 0) 規定による概 要 調 書 に

記載された事項又は総務大臣が行つた固定資産税  $\tilde{O}$ 賦 課徴収 の状況に関する調 査 一の結果

法第七百五十八条第一 項に規定する報告書に記載すべき同項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げ

2

る事 項 (法第七百五十七条第二号に規定する租税特 別措置の道府県民税、 事 業税又は市 ·町村民税 0) 影 響

 $\mathcal{O}$ 状況 に係 るものに限る。 は、 法第七一 百 五. 十九条第 項及び第二項  $\mathcal{O}$ 規定により 財 務大臣 か 5 提供を受

け た法第七 百五 十七七 条第五号に規定する適 用 実 態 調 査 情報 に基づくものとする。

附則第三条の二の十四及び第三条の二の十五を削る。

附 則第三条の二の十六 (見出しを含む。) 中 「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十三項」 に改め、

同条を附則第三条の二の十四とする。

附 則第三条の二の十七 (見出しを含む。) 中 「附則第七条第十九項第二号」 を 「附則第七条第十七項第二

号」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附 則第三条の二の十八 (見出しを含む。) 中 「附則第七条第十九項第三号」 を 「附則第七条第十七 項第三

号」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十九を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の二十を削る。

附 則第四条第一項第一号中「以下この項、 第五項から第七項まで及び第十四項」を「第十二項を除き、 以

並 びに第二十三条の七 の二第二項 か ら第四 項まで、 第六項、 第七 項、 第八項 (同 · 条第三 項、 第 匹 項 第六

項及び第七

項に係る部

分に

限る。

及び第十項

 $\mathcal{O}$ 

規定は、

法

附

則

第十二条第二

一項に、

おい

て準

甪

す

る

租

税

特

別

下この条」に、

「附則第十条第十六項」を「附則第十条第十九項」

に改め、

同条第三項

中

 $\neg$ 

規

定は、

を

措置 法第七十条の 四第九項、 第十二項及び第十八項並びに第七十条の 四の二第三項及び第八項 (同 条第三項

第五項及び第六項に係る部分に限る。)並びに」に、「、第三十六項、 第三十七項、第五十二項、 第五 +

七項及び第五十八項」を「、 第五十二項、 第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項、 第五

項、 第六項及び第七項 (同条第二項、 第五項及び第六項に係る部分に限る。)」に、 第三十二項 第三

十四四 項、 第三十六項及び第三十 ·九項」 を 「及び第三十 九 項 並 びに第二十三条の七の二第三項及び 第四 項」 に

改め、 同条第六項中 「第四十条の六第六十項第二号」 を 「第四十条の六第六十一項第二号」 に改め、 同 条第

農地 項」 場合には、 れ 七項第三号中 用を受ける」を る に改め、 租税特 採草: 放牧 次に掲げる場合」に改め、 別 同 措 「次に掲げる場合」 地 条第十二項 置 「当該」に改め、 法第七 及び準 農 + 地 中 条  $\mathcal{O}$ 附 (以下この項に 兀 第六 を 則第十条第十五項に規定す 同条第十項及び第十一 「受贈 同号イ中 項 0) 者が、 規 お 定 7 0) 「受贈者 適用 法附 て 農 を受け 則第十二条 項中 が、 地 等」 る農地等」 る農 租税特別措置法第七十条 「附則第十条第十三項」 という。 地 第 等 項 を  $\overline{\phantom{a}}$ を の規定によりその 時 「附則第十条第十八項に に改 的 道 め、 路 用 を O地 同 匹 等 条第十 「附則第十 ]第六項 例によることとさ  $\mathcal{O}$ 用 匹 に 項  $\mathcal{O}$ 供 -条第· 中 規定する 規定 L 7 附 十六  $\mathcal{O}$ 1 則 適 た

15 次 び 定によりその例によることとされる租税特 頃に 同 政令 項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け 附 お 1 則第十 て 同 じ。 ) 条第二十三項に規定する総務省令で定 に 関する る事 項で次に掲げるも 別措置法第七 のとする。 同 め 一条の る事 項に規定する特定貸付けをいう。 項 兀 は、 の二第一 引き続 項 į, て法: の規定 附 の適用を受けた 則第十二条第 以下この項及び 項 7 旨及  $\mathcal{O}$ 規 第十

-条第-

+

七

項」

を

附

則

第十

条第二十項」

に

改

め、

同

条に

次

の 二

一項を加え

え

る。

- 当該 特 |定貨| 付農 地 等  $\mathcal{O}$ 所 在 地 番 地 目 「 及 び 面 積
- 二 当該特定貸付けを行つた年月日

三 当該: 特定貸付農地等を借 り受けた者 の氏 名及び住 所若 しくは居所又は名称及び本店若しくは 主たる事

務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地

几 当 該 特定貸付けに係る法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法

第七十 条の四の二第一項に規定する賃借権等  $\mathcal{O}$ 存 続 期 間

五. 当該: 特定貸付農地等につい て引き続き特定貸付 けを行つている旨

法附則第十二条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定 によりそ 0 例 によることとされ る場合におけ る 租 税特 別措置法第七十条  $\mathcal{O}$ 兀 の 二 第 一 項

16

に

規定す

る猶

予

,適用:

者

が

·特定貸:

付

け

を行

つ 7

١ ﴿

る第十

几

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定  $\mathcal{O}$ 

適

用

に

0

1

7

は

同

項第

五. 号中 第七十 条の四 第二十一項」とあるのは 「第七十条の四 の 二 第一項」とする。

附 則第四条の四を次のように改める。

法 附 則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自 動 軍等)

第四 条の 兀 法 附則第十二条の二の二第二項第二号に規定す る専 ら可 燃性 天然ガスを内 燃 機 関  $\mathcal{O}$ 燃料として

用 7 る自 動 車 で総務省令で定めるも 0) は 内 燃 機 関 の燃料とし て 可 燃 性 天 、然ガス を 用 7 る自 動 車 で当該自

動 車 に係 る道 路運送車 両法 (昭和二十六年法律第 百 八十五号) 第五 十八条に 規定する る自 動 車 検 査 証 (以下

2 この条か え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日) スであることが 法 附 則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日 ら附 則第四 記載され 条の六までにお てい るもの いて 可 自 燃性 天然ガス以外 動 車検査 証 という。)  $\mathcal{O}$ 以降に適用されるべきものとして定められた 燃料 が 併 記され に当該 車 てい 自 崮 動 総 る 車 . (7) 重量が三・五 ŧ 燃 0 を除る 燃料が 可 燃性 トンを超 天然ガ

基 排 準とする。 ガス保安基準で総務省令で定めるものは、

次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、

当該各号に定める

出

係 う。 条 成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六までにお (T) の六に 車 整 両 理 第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車 総  $\overline{\mathcal{O}}$ お 重 7 ため必要な 量 て同じ。)が三・五トン以下 (道路 運送車 事項を定める告示 両法第四十条第三号に規定する車 (平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。 . D 自 動 車 道路 ・両の保安基準第二章及び第三章の規定 運 送 両 車 総 重量、 両 の保 を 安基準 いう。  $\mathcal{O}$ 以下この条及び いて 細 目を定め 細細 第八項において 目告示」とい る告示 の適用関 附 則 第 平 匝

車 声 総 重 量が三・五トンを超える自 動 車 細 目 告 示 第四 + 条第一 項第九号の基準

適

用

関

係告示」という。)

第二十八条第百三十三項

 $\mathcal{O}$ 

基

潍

る自

法 附 則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸 化 物 の排 出 量 が 平 成二十一年天然ガ ス 車 基準に

定 め る窒 動 車 0) 素 酸 区分に応じ、 化 物  $\mathcal{O}$ 値  $\mathcal{O}$ 十分 当該各号に定める要件に該当する自動車とする。  $\mathcal{O}$ 九 を超り えなな 7 、天然ガ ス 自 動 車 で総務省令で定めるも 0) は、 次 0 各号に

掲

げ

車 両 総 重 量が三・五 トン以下の 自 動 車 窒素酸化物の 排出 量 が 細目告示第四十一条第一項第十一 号 Ō

表 0 1 に掲げる自 動 車 ナについ ては 同 表 0 1 に掲げ Ź 値、 同 表 0 口 に掲げ る自動 車 に . つ い 7 は 同 表  $\mathcal{O}$ 口 に

掲げ る 値 同 表  $\mathcal{O}$ ハ に · 掲 げ る 自 動 車 に 0 1 7 は 同 表  $\mathcal{O}$ ハ に 掲 げ る 値 同 表  $\mathcal{O}$ = に 掲 げ る自 動 車 に 0 1 7

は 同 表  $\mathcal{O}$ = に 掲 げ る 値  $\mathcal{O}$ そ れぞれ  $\dot{+}$ 分 の 九 を超 え な 1 自 動 車 で、 か つ、 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 自 動 車 排 出 ガ ス に 係 る

玉 |土交通 大 臣 が 定 め る基準 (以下この条及び 次条に お 7 . て 特 定基準」 という。 に適合するも ので あ

ることについ て国土交通大臣が認定 していること。

車 両 総 重 量が三・ 五 トンを超える自動 車 窒素 酸 化物 の排 出 I量が細! 目告示第四十一条第一項第九号に

定 め る 値  $\mathcal{O}$ 十分の 九を超えな 7 自 動 車 で、 か つ、 特定基準に適合するも のであることについ て国土交通

大臣 が 認 定 L てい ること。

4

法 附 則第十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める動 力源は、 電気及び蓄圧器に蓄えら

れた圧力とする。

され

てい

る自動車とする。

5 令で定めるものは、 法 附 則 第十二条の二の二第二項第三号に規定する自 当該自動 車 に係る自動車 T検査証 に当該自 動 車 排 動 出 車 ガ が ス 0) ハ 1 排 ブリ 出  $\mathcal{O}$ 抑制 ッ K 自 に 資す 動 車 うる自 であることが 動 車 -で総治 記 務 省 載

6 イブリ えて 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する動 ١ ر る自 ツ F 動 自 車で総務省令で定めるものは、 動 車 であることが記 記載され て V 当該 る自 動 自 車 動 車 とする。 力源として用いる電気を外部 12 に係る自 動 車 検 査 証 に当該自動 から充電する機能 車がプラグイ を備

7 くはトラックで総務省令で定めるものは、 法 附 則第十二条の二の二第二項第四号 イに規定する乗用車 次に掲げる要件に該当する自動 一又は 車 一両総 重量が二・五トン以下のバ 車とする。 ス若

を超え て に 掲 は 窒素 げげ 同 ない る値、 表 酸化物の排出 0 自 ハ 動 に 同 車 掲げ 表 で、  $\mathcal{O}$ る 量 口 に掲げ かつ、 値、 が 細 目告示 同 る自 表 特定基準に適合するも  $\mathcal{O}$ 動 第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自 = 車 に につ 撂 げ る自動 ١ ر ては 車 同 に 表 のであることについて国土交通大臣が  $\mathcal{O}$ 0 V 口 に掲げ て は 同 る値、 表  $\mathcal{O}$ = に 同 掲げ 表の 動 る ノヽ 値 車 に掲げる自 につ .. (T) そ いては れぞ 認定 動 れ し 兀 車 同 7 分 表 に 7 つい のイ  $\mathcal{O}$ る

に規定する平成二十七 自 動 車 . (7) 燃費性 能 の評価及び公表に関する実施 年度燃費基準達成・向上達成レベル 要領 (平成十六年国土交通省告示第六十一号) (以下この条及び次条において「平成二十七 第四条

年度燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車 検査証 に当

該 自 動 車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

て定め 法 附 則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)に規定する平成十七 5 ħ 、 た 排 出 ガ ス 保安基準で総務省令で定め るも  $\mathcal{O}$ は 細 目 年十月一 告示 第四 日以降 + 条第一 に 適用されるべきも 項第三号 <del>(</del>粒 子状 のと

8

物質に係る部分を除く。

9 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ⑶に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律 昭昭 和 五.

の基準又は適用関係告示第二十八条第百

八項

の基準とする。

+ 四年法律第四十九号)第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき

事 ,項を勘 案して総務省令で定め るエネル ギ ] 消費効率は、 次の各号に掲げる自動車 の区分に応じ、 当該 各

号に定めるエネルギー消費効率とする。

工 ネ ルギー  $\mathcal{O}$ 使用 の合理化に関する法律施行令 (昭和五十四年政令第二百六十七号) 第二十 -一 条 第

済 産 業 省 玉 土交通 省告示第四 号) に定 め ,る基; 準 エ ネ ル ギ 消 費 効 率

工 ネ ルギーの使 用 0 合理化 に関する法律施行令第二十一 条第八号に掲 げる貨物自動 車 貨 物 自 動 車 0)

性 能  $\mathcal{O}$ 向 上に . 関 す る製造事業者等 0 判 断  $\mathcal{O}$ 基 準等 (平成十九年経済産業省 ·国土交通省告示第五号) に

定める基準エネルギー消費効率

10

法 附 則第十二条の二の二第二項 第 四 号 口 に規定する車 両 総 重量 <u>-</u>が -・ 五. トンを超え三・五  $\vdash$ -ン以下 のバ

ス 又 は トラッ クで総対 務 省令で定 め Ś t  $\mathcal{O}$ は、 次に掲 げ る要件 に 該当す る自 動 車とする。

窒 素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 細 目 告示 第四十一 条第一 項第三号 0 表 0 ハ に掲 げ る値  $\mathcal{O}$ 兀 分  $\mathcal{O}$ を超えな い 自

動 車 で、 か つ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣 が 認定 してい ること。

平成二十七年度燃費基準 達成レベ ルが 百 十 ・以上であること及び当該自 動 車 上に係 る自 動 車 検 查 証 に当該

自 動 車 が 平 成二十七年 度燃費基準 十パ ] セ ン 卜向 上 達成車であることが 記 載され てい ること。

11 法 附 則第 十二条の二の二第二項 第 五 号 1 に 規定する平 成二十一年十月 日 以 降 に 適 用 され るべ きも のと

7 定めら ħ た排 出 ガス 保安基準 準で総務省令で定めるも Ŏ は、 細 目告示 第 四 + <del>\_\_</del> 条 第 項第七1 号  $\mathcal{O}$ 基 準 نے

12

法附 則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車 両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

ス又はトラックで総務省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の

九を超えない 自動車で、 カゝ つ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定してい

ること。

平成二十七年度燃費基準達成レベ ルが 百十以上であること及び当該自 動 第車に係る る自 動 車 検 査 証 に当該

自 動 車 が平成二十七年 度燃費基準十パー セント向上 達成車であることが 記載されていること。

法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車 両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラック

13

で総務省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

窒素 酸 化 物及び粒子 大物質 の排 出量が、 細 目告示第四 十一 条第一 項第五号に定める値の十分  $\mathcal{O}$ 九を超え

ない 自 動 車 で、 カゝ つ、 特定基準 準 に 適合するものであることについ て国土交通大 臣 が 認定 してい ること。

平成二十七年度燃費基準 達成レベ ルが百十以上であること及び当該自 動 第車に係る る自動車 検 査 証 に当 該

14 基準で総務省令で定めるものは、 下のものにあつては、平成二十二年十月一日) 法附 則第十二条の二の二第二項第五号 細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。 ハ(1)に規定する平成二十一年十月一 以降に適用されるべきものとして定められた排 日 車 両 総 重 量が十二トン以 出ガス保安

15 告示」という。) 7 が 告示 総務省令で定める方法 法附 で定め 則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十七年度基準エネルギー る方法 第一条第二号に掲げる方法 (平成十八 は、 自 年国土交通 動 車  $\mathcal{O}$ 工 ネ 省告示第三百 ル ギ (次条第十五項において「JC○八モード ] 消 費効率 五十号。 の算定等に関する省令に 次項 に お 7 7 消費効率を算定する方法とし 「エ ネ 規定する国 . ル ギ 法」という。 消 土交通 費 劾 率 大臣 算 と 定

16 て 総務省令で定める方法は、 法附 則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十二年度基準エネルギー エネルギ 消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法 消費効率を算定する方法とし (次条第十六項にお

する。

17 法附則第十二条の二の二第三項において準用する同条第二項 (第四号イに係る部分に限る。 0 規定  $\mathcal{O}$ 

1

て

「十・十五

干

ド

法」という。)とする。

適 度燃費基 用がある場合における第七項第二号の規 準 達 成 向 上 達成レベル (以下この 定の適用 条及び・ たつい 次条におい て は、 て 同号中 平 成二十七年度燃費基準 「第四条に規定する平成二十 達 成 レ べ ル 七 年

という。) が百二十以上であること及び」とあるのは 「第三条第八号に掲げる基準に適合すること並びに

と 自 動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」とあるのは 「自動車の平成二十七

年度エネ ルギー 消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パ ーセン

ト向上達成車」とする。

附則第四条の五を次のように改める。

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四 |条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五 トン以下の

バ ス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

窒素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 細 目 告示 第四十一 条第一 項第三号の表のイに掲げ る自 動 車 につ いて は 同表 のイ

12 · 掲 げ る値 同 表  $\mathcal{O}$ 口 に 掲 げ る自 動 車 に 0 **,** \ て は 同 表  $\mathcal{O}$ 口 に 掲 げ 、る値、 同 表  $\mathcal{O}$ ハ に 掲 げ る自 動 車 に つい

7 は 同 表 0 ハ に掲げ る値、 同 表 のニ に掲げる自 動 車 については同 表 のニに 掲げ る 値 のそ、 れぞれ 加分の

こと。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車 検

査 |証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2 法附 則第十二条の二の三第二項第一 号口に規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

ス 又は、 トラッ クで総務省令で定めるも のは、 次に掲げ げる要件に該当する自動 車とする。

窒素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 細 目 告示第四 十一 条第一 項第三号の表 0 ハ に掲 げ る値 .. の 四 分の 一を超えな Į, 自

動車で、 かつ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣 が認定していること。

平成二十七年度燃費基準達成レベ ルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自 1動車 · 検 査

証 !に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

法附 則第十二条の二の三第二項第一 号ハに規定する車両総 重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

3

ス 又は、 トラッ クで総務省令で定めるも のは、 次に掲げ げ る要件に該当する自動 車とする。

窒素: 酸 化物 の排 出 量が 細 目告示第四十一 条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えな り自

動車で、 か つ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣 が認定していること。

自 動 平成二十七年度燃費基準 《車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。 達成レベ ルが百十以上であること及び当該自 動車に係 る自 動 車 検 査 証 に当該

4 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

ス 又はトラックで総務省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

窒素 酸 化 物 及び粒子状物質 0 排 出量が、 細 目告示第四十一 条第一 項第七1 号の 表  $\mathcal{O}$ ハに掲げる値 の十分の

九を超えない 自動 車 で、 か つ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣 「が認定・ L てい

ること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自 動車検査

証 に当該 的 自動 [車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

法附 則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車 声 総 重量が二・五トンを超え三・五トン 以下のバ

5

ス又は、 トラッ クで総務省令で定めるものは、 平成二十七年度燃費基準達成 レベ ル が 百十以上で あ る自 動 車

(当該自 動車に係る自 動 車 検 査 証 に当該な 自動 車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達 成車である

ことが記載されている自動車に限る。)とする。

6 法附 則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車 - 両総 重量が三・五トンを超えるバス又はトラック

で総務省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超え

ない自 動車で、 かつ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

平成二十七年度燃費基準 達 成レベ ルが 百 五以上百十未満であること及び当該 自 動車に係 る自 動 車 検査

証 盟に当る 該 自 動 車が平成二十七年度燃費基 準 五 パー セ ント -向上達 成車であることが記 記載され てい

7 法附. 則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車 声 総 重 量が三・五トンを超えるバス又は トラック

で総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上である自動 車 (当該 K自動. 車 に

係 る自 動 車検査証に当該 自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載され

ている自動車に限る。)とする。

8 法 附 則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車又は 車 - 両総 重量 が二・五 トン以下のバス若

くは トラックで総務省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

を超えない自動車で、 ては同表のハに掲げる値、 に掲げ 窒素 る値、 酸 化物 の排 同 表 出 0) 量が 口 かつ、 に掲げ 細 同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ 目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している る自 動 車 に つ 7 ては 同 表の 口 に 掲げ `る値、 同 表の ハに掲げる自 車について は 動 同 四分の一 車 表 に つい のイ

に当該・ 平成二十七年度燃費基準達成レベ 自 動 車が平成二十七年度燃費基準 ルが 百以上百十未満であること及び当該自動 達成車であることが 記載されていること。 車に係る自動 n車検. 査 証

9 ス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 法附 則第十二条の二の三第三項第一 号口に規定する車 声 1総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

動車で、 窒素 酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自 かつ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣 が認定していること。

に当 平成二十七年度燃費基準 ]該自 動 車が平成二十七年度燃費基準 達 成レベ ルが 達成車であることが記載されていること。 百以上百五未満であること及び当 |該自動 車 に係る自動 軍検 査証

法附則第十二条の二の三第三項第一 号ハに規定する車両総 重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

ス 又はトラックで総務省令で定めるも のは、 次に掲げる要件に該当する自 動車とする。

窒素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自

動車で、 かつ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

平成二十七年度燃費基準達成レベ ルが百五以上百十未満であること及び当該自 動車に係る自 動 車 検査

証 品に当該 自動 車が平成二十七年度燃費基準五パー セント ·向上達成車であることが記載され ていること。

ス 又はトラックで総務省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する自 動車とする。 11

法附

則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車

両 総

重量

が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

窒素酸化物及び粒子状物質 の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の

九を超えない自動車で、 かつ、 特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定してい

平成二十七年度燃費基準達 成レベ ルが 百以上百 五未満であること及び当該自動 車 に係る自動 軍検 査証

に当該自 動 車が平成二十七年度燃費基準 達成車であることが記載されていること。

法附 則第十二条の二の三第三項 第二号 口 に規定する車 両 総 重量 <u>-</u>が二・ 五. トンを超え三・五 トン 以下のバ

る自 ス 又はトラックで総務省令で定 動 車 (当該: 自動 車 に に係る自己 動 めるも 車 検査証に当該 0 は、 平 成二十 自 動 車 七年度燃費基準 が 平成二十七年度燃費基準五 達 成 レ べ ル が 百 五 パ ] 以 Ĺ セ ン 百 } + · 向 未 上 満 達 で 成 あ

車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

13 法附 則第十二条の二の三第三項 第二号ハに規定する車 両 総 重量が三・五トンを超えるバス又はトラック

で 総務省令で定め いるも  $\mathcal{O}$ は、 次に 掲げる要件に該当する自 動 車とする。

窒素 酸 化 物 及 び 粒 子 状 物 質  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 細 目 告 示 第 匹 + 条 第 項第 五 号に掲 げる値  $\mathcal{O}$ + 分  $\mathcal{O}$ 九 を超え

ない 自 動 車 で、 カゝ 特定 基 準 に 適合するものであることについ て国土交通大臣 「が認定 してい ること。

に当 平成二十七年度燃費基準達成レベ ]該自 動 車が平成二十七年度燃費基準 ルが 達成車であることが記載されていること。 百以上百五未満であること及び当該自動 車 に係る自 動 車検・ 査

証

法附 則第十二条の二の三第三項 第二号ニに規定する車 両 総 重 量 が三・五トンを超えるバ ス又は トラック

14

自 で総務省 動 車 に 係 令で定めるも る自 動 車 検 査 0) は、 証 に当 平成二十七年 該 自 動車 が平成二十七 度燃費基 準 年度燃費基 達 成 V べ ル 準 が 五. 百 パ 五. 以 セ Ĺ ント 百十 向 未 上 満 達 で 成車 あ る自 であることが 動 車 (当該

記載されている自動車に限る。)とする。

15 法附 則第十二条の二の三第四 項に規定する平成二十七年度基準エネルギー 消費効率を算定する方法とし

て総務省令で定める方法は、JC○八モード法とする。

16 法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法とし

て総務省令で定める方法は、十・十五モード法とする。

17

法附則第十二条の二の三第四項に

お

いて準

用する同条第二項

(第一号イに係る部分に限る。)

又は第三

項 第一 号イに係る部 分に限っ る。 0) 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ る場合における第一 項第二号及び 第八項第二号 0 規

定 の適用につい ては、 第 一項第二号中 平 成二十七年 度燃費基準 達成レベ ル が百十以上百二十 -未満 であ る

こと及び」とあるのは 「自動 車 の燃費性能 の評価及び公表に関する実施 要領 (第八項第二号にお いて 写実

施要領」という。) 第三条第七号に掲げる基準に適合すること並びに」と、 「自動 車が平成二十七年度燃

費基準十パー セント · 向 上 達成車」とあるのは 「自動 車 の平成二十七年度エネ ルギ 消費効率 が 算定されて

1 ないこと及び当該 自 動 車 が 平成二十二年度燃費基準三十八パ ・セント 向 上 達成車」 と 第八項第二号中

「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び」とあるのは 「実施要領第三条第

六号に掲げる基準に適合すること並 びに」と、 自 動 車が平成二十七年度燃費基準 達成車」 とあ るの は

自 動 車  $\mathcal{O}$ 平 成二十七年 - 度エネ ルギ 消費効率が算定されていないこと及び当該自動 車が平成二十二年度燃

費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

附則第四条の六を次のように改める。

(法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等)

第四条の六 法附則第十二条の二の 五. 第四 項に規定する乗降 П から車椅子を固定することができる設備 ま で

 $\mathcal{O}$ 通 路 に 段 が な 1 路 線 バ ス 等 で あつて総務省令で定め るも  $\mathcal{O}$ は 当 該· 路線 バ ス 等 に係 る自 動 車 検 査 証 に

. 当

該 路線 バ ス等が ノンステ ップバスであることが記載されてい るものとする。

2 法 . 附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるも のは

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成十八

年 国土交通省令第百十一 号。 第四 項及び第六項にお 7 て「公共交通移動等円滑化基準省令」という。 第

三十七条から第四十二条までの基準とする。

3 法 附 則第十二条の二の五第 五 項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備 える

路 線バス等であつて総務省令で定め るものは、 当該路線バ ス等に係る自 動 車 -検査: 証 に当該路 線 バ ス等が IJ

フト付きバスであることが記載されているものとする。

4 法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるも のは

公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、 同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十

二条の基準とする。

5 法 附 則第十二条の二の 五第六項に規定する高齢者、 障害者等の移 動上 0 利便性を特に向上させる乗用 車

で あつて 総務省令で定め るも 0) は 移 動 等 円 滑 化  $\mathcal{O}$ 促 進に関 する基 本方針 に お 1 7 移 動 等 円 滑 化  $\mathcal{O}$ 目 標 が

定 められ ているノンステップバ スの 基準等 を定める告示 (平成二十四年国土交通省告示第二百 五. + -七号)

第四条第一項の認定を受けたものとして、 当該乗用車に係る自 動 郭車検査 証に当該乗用 車 が 認定ユニバーサ

ルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 法附 則第十二条の二の 五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるも のは

公共交通 移 動 等円 滑 化 基準 省 令第四十五 一条第 項 の基準とする。

7 法 附 則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定めるトラックは、 当該トラックに係る自 動 車 検

査 証に当該 トラッ クが 衝突被害軽 減 制 動 制 御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 法附 則第十二条の二の 五第七 項第一 号及び 第二号に規定する総務省令で定め るけ ん引自 動 車 は 当該 け

ん引自動 車に係る自動 車 |検査 証 に道路運送 車 一両法施行 行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する

第五輪荷重が記載されているものとする。

9 法附 則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべ

きものとして定めら れ た制 動 装 置保安基準で総務省令で定めるもの は、 細 目告示第十五条第八 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 基準又

は細目告示第九十三条第九項の基準とする。

10 法附則第十二条の二の 五第 八項に規定する総務省令で定める事 項は、 次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める事項とする。

法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

同 .条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる場合にあつては、 ハからへまでに掲げる事項を

除く。)

1 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

- ロー自動車の取得価額
- 自 動 車 0) エ ネ ルル ギ Ì 消費効率 (エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定する

エネルギー消費効率をいう。)

- = 自 動 車 の車両重量 (運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。
- ホ 内燃機関の燃料の種類
- エネル ギ 1  $\mathcal{O}$ 使用 の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、 自動車

の車両総重量、変速装置の方式及び構造

- 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項
- 1 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨
- ロー自動車の取得価額
- ハ 乗車定員
- 三 法附則第十二条の二の五第七項 の規定 の適用を受けようとする場合 次に掲げる事 **項**
- 1 法附則第十二条の二の五第七 項の規定の適用を受けようとする旨

## ロ 自動車の取得価額

## ハー自動車の車両総重量

11 前項第一号ハ からへまで (法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとす

る自動車が エネルギー の使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の 乗用自動車である場合にあ

つては、 前項第一 号ハからホまで)、 前項第二号ハ又は同項第三号ハに掲げる事 項は、 当該自弘 動 動車に係る る

法第百二十二条第一項若しくは第百二十三条第一項  $\mathcal{O}$ 規定により提出され た申告書 又は 同 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定

に ょ ŋ 提出された修 正 申 告書に既にこれ 5 0) 事 項が 記 職される てい · た場 %合に限 り、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に、 カン か わ らず

記載を省略することができる。

附 則第四条の 七第一項及び第二項を削り、 同条第三項を同条第一項とし、 同条第四項を削り、 同条第一 五. 項

中 第四号」を「第二号」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条中第六項を第三項とし、 第七項から第十三

項までを三項ずつ繰り上げ、 第十四項を削 り、 第十五項を第十一項とし、 第十六項を第十二項とし、 第十七

項を第十三項とする。

附 ]則第] 五 条の見出 しを (法附則第十二条の三 第一項の専ら可 燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用 V

る自 項とし、 動 軍等) 同 条第三項中 に改め、 同条第 「又は」 を「及び」 項を削 ŋ に改め、 同条第二項中 同 項を同条第二項とし、 「次項」 を「以下この条」 同条第四 に改め、 ]項を同り 同 条第三項とし |項を同 条第

4 法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、 電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力と

同条に次の二項を加える。

する。

5 ŧ 法  $\mathcal{O}$ 附 は、 則第十二条の三第一項に規定する自動 当該 自 動 車 に係 る自 動 車 検 査 証 に当該自動 事排出 車 ガ が ス . ハイ. 0 排出 ・ブリ 0 抑制 ツ F 自 に資する自動 動 車 であることが 車で総務省令で定める 記 載され てい る

自 動 車とする。

いう。  $\mathcal{O}$ な事 · 条第百 細目を定める告示 附 項を定める告示 則第五条の二第一項中 第四十 八 項 への基準で 条第一 - 又は道 (以下この条において (以下この条において 項第三号の基 路運送車 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理 両 準  $\mathcal{O}$ 保安基準 ん 粒 細細 「適用関係告示」という。)第二十八条第百二項の基 子 状物質 目告示」 の細 目 に という。 係る部分を除く。)」 を定める告示(以下この条に 第四十一条第一項第三号の基 を 「道 おい 路 運 て 送 車 細細 両 準若. 潍  $\mathcal{O}$ のため必要 目告示」と 保 ん 粒 安基 しくは 子状 準

同

物質 八に係る る部 分を除っ く。 又は道 路 運 送車 両 の保 安基準第二 一章及び 第三章 · の 規 定 0) 適 用 関 係  $\mathcal{O}$ 整 理  $\overline{\mathcal{O}}$ ため必

要な は 条第百 事 項を定め 八項 る告示 基準」に改め、 (以下この 条に 同条第二項中 お į١ て 適 「同号の表」を 用関 係告示」 という。 同 表」に改め、 第二十八条第百二 同条第五項及び 項  $\mathcal{O}$ 第六 基 進 項 若 <

を

削

同

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

り、 同 条第七項を同条第五項とし、 同条第八項を同条第六項とし、 同条第九項中 「同号の 表」を 同 表」 に

改め、 同項 を同 条第七項とし、 同 条第十項第一 号 中 「第三条第六号」 の 下 に 「から第八号まで」 を加え、

(当該」 を 「 及 び 当該」 に改め、 内 燃機 関  $\mathcal{O}$ 燃料として、 揮発 油 又 は 液 化 石 油 ガ ス を用 1 るも  $\mathcal{O}$ で あ る 場

合に は 軽 油 を用 1 るも  $\mathcal{O}$ で あ る場 合に は平 成 + 七 年度燃費基 全準二十 十 五 パ ] セ ン -向 上 達 成 車 で あ る

こと」及び それぞれ」 を削 り、 自 動 車 に限る。)」 を「こと」に改め、 同 同項を同り · 条第: 八項とし、 同 項

の次に次の二項を加える。

9 法附 則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一 日 軍 両総重量が三・五 トンを超え十

二トン以下の ものに あつては、 平成二十二年十月一日) 以降 に適用されるべ きものとして定めら れ た排 出

ガ ス 保安基準 準 で総務省令で定めるものは、 次の各号に掲げる自 動 車の区分に応じ、 当該各号に定める基準

とする。

- 車 両 総 重 量 (道 路 運 送 車 両法第四 十条第三号に規 定す Ź 車 両 総 重 量 を 7 う。 以下この 条 にこ お V て 同 じ
- 0 が 三 • 五. トン 以 下  $\mathcal{O}$ 自 動 車 細 目告 示 第四 + 条第 項 第十 号 Ď 基 準 又 は 適 用 関 係告示第二十八

条第百三十三項の基準

車 両 総 重 量が三・ 五. トンを超える自動 車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

10 法 附 則 第十二条 の三第四 項 第 二号に 規定する窒素 酸 化物  $\mathcal{O}$ 排 出 . 量 が 平 成二十一 年 -天然ガ ス車 基 準 ·に定 め

る窒 素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 値  $\mathcal{O}$ + 分  $\mathcal{O}$ 九 を 超え な 1 天 然ガ ス 自 動 車 で 総 務省令で定め るも  $\mathcal{O}$ は 次  $\mathcal{O}$ 各号に 掲 げ る自

動 車  $\mathcal{O}$ 区 分に 応じ、 当該 各号 に 定 8) る 要件 に 該当す る自 動 車 とす

車 両 総 重 量 が 三 ・ 五. トン 以 下  $\mathcal{O}$ 自 動 車 窒 素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 細 目 告 示 弟 四 + <del>\_\_</del> 条第 項 第 + 号 Ō

表

 $\mathcal{O}$ 

1

に

· 掲

げげ

る自

動

車

12

つ

1

7

は

同

表

 $\mathcal{O}$ 

1

に

掲げ

Ź

値、

同

表

0

口

に

· 掲

げげ

る自動

車

に

つ

7

7

は

同

表

 $\mathcal{O}$ 

ロに

掲げ る 値 同 表  $\mathcal{O}$ ハ に 掲げ る自 動 車 に つい ては 同 表  $\mathcal{O}$ ハ に 掲げる値 のそれ だれ 十分の 九 を超 えなな 1 自 動

車で、 か つ、 特定 基 準 に適 合 するも ので あることに . つ い て 玉 土 一交通-大臣 が 認定 L てい ること。

定 め 車 る 両 値 総 重  $\mathcal{O}$ + 量 分の が = 九を超えな 五  $\vdash$ ン を超 7 え 自 る 動 自 車 で、 動 重 か 窒 つ、 素 特定基準 酸 化 物  $\mathcal{O}$ に 排 適 出 合するも 量 が 細 目 告 のであることについ 示 第 兀 + 条 第 て 項 国 第 土 九号に 交通

大臣が認定していること。

附 . 則第 · 五. 条の二第十一 項及び第十二項を削 り、 同条第十三項中 「附則第十二条の三第四項第三号」 を 州

則第十二条の三第四項第四号」に改め、 同項第一号を次のように改める。

実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル (次項において「平成二十

七 年度燃費基準達成レベ ル という。)が百十以上であること及び当該 自 動車に係る自 動 車 検査 証 に当

該 K自動. 車 が平成二十七 年度燃費基準二十パーセン  $\vdash$ 向 上達成車又は平成二十七年度燃費基準 十パ ] セン

ト向上達成車であることが記載されていること。

附 ]則第 五条の二第十三項第二号中 「 第 九項第一 号」を「第七項第一号」に改め、 同項を同条第十 項とし

同条第十四項第一号を次のように改める。

平成二十七年度燃費基準達成レベ ルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自 動 車検 査証

に当該 自 動 車 が 平成二十七年度燃費基準 五パ ] セント向上達成車又は平成二十七年度燃費基 準達成 車で

あることが記載されていること。

附 則第五条の二第十四項第二号中 「第九項第一 号 を「第七項第一 号 に改め、 同項を同条第十二項とし

- 同条に次の三項を加える。
- 13 法 附 則第十二 条 が 三 第六項に規定する平成二十七年度基準 -エネル ギー 消 費効率を算定する方法とし て総
- 務省令で定める方法は、 自動 車 0 工 ネルギー 消費効率 の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣 一が告
- する。

示で定める方法

(次項において

「エ

ネルギー

消費効率算定告示」という。)

第一条第二号に掲げる方法と

- 14 法 附 則第十二条の三第六項に規定する平成二十二年度基 準 エネ ル ギ ] 消 費効率を算定する方法として総
- 務 省令で 定め る方法 は エ ネ ル ギ 消費効率 算定告示 第 条 第 号に掲げ る方法とする。
- 15 法附 則第十二条の三第六項に お 7 て準 用する同 条第 匹 項 (第四号に係る部分に限 (る。) 又は 第 五 項 0) 規
- 定 O適 用がある場合における第十一 項第一号及び第十二項第一号の規定 の適用については、 第十 項 第
- 号中 「第四条に規定する平成二十七 年度燃費基準達成 ・向上達成レベル (次項において「平成二十七年 度
- 燃費基準 達 成レベ ル という。) が 百十以上であること及び」 とあるのは 「第三条第七号又は 第八号に掲
- げ る基 準 に 適合すること並びに」と、 自 動 車 が 平成二十七 年 度燃費基準二十パ セ ン 1 向 上 達 成 車 又 は
- 平 成二十七年度燃費基準 十パ セント 向上達成車」 とあるの は 自 動 車 の平成二十七年度 エ ネ ル ギ 消 費

成レベ 効率 準達成車」とあるのは こと並びに」と、 成二十二 が算定され ルが百以上百十未満であること及び」とある 年 度燃費基準三十八パ てい 自 ないこと及び当 「自動 動 車が平成二十七年度燃費基準五 車 ] が平 セント 該 成二十七 自 向 動 上 車 年度 が平成二十二年度燃費基準 達 成車」 エネルギ のは と、 ポパー 「実施要領第三条第六号に掲げる基準 Ì 第 消 セ 十二項第一号中 費効率が算定されてい ント向上達成車又は平成二十七 五 十パパ 「平成二十 ] セ ント ないこと及び当該 Ė 向 年 上 -度燃費: 達 に 年度燃費 成 車 適 基 又 合する 準 は 自 基 平 達

号 十五条第二項第四 二項第五号」 附 に改め、 則 第六 条第十 に改 同 項 | 号 め、 を同 五. 項を に改め、 同項 条 削 第十五項とし、 を同条第十四項とし、 り、 同項を同条第十三項とし、 同 条第 + 同 匹 項 条第十三項中 中 附 同条第十二項中 則 第 十五 附 同条第十一 則第十五条第二項第四号」 条第二項第五号」 「附則第 項 中 十五条第二項第三号」を 「附則第十五条第二項第三号」 を 附 則 を 第十五 附 条第二 則 第 + 附 項 五. 則 条 を 第 第

動

車

が

平成二十二年度燃費基準二十

五

パ ]

セ

ン

}

向

上

達

成

東」とする。

附 ]則第: 十五条第一 二項第四号」 に、 「第十三項」 を 「第十四項」 に改 め、 同 項 を同条第十二項とし、 同 条第

十項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 次 (Z 次 0 項 を加 え る。

11 法 附 則 第十五 条第二項第三号に規定する総務省令で定める特 定有害物質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 排 出又は 飛散  $\mathcal{O}$ 抑 制 12 ) 資 する

号) 施 設置され、 設 は、 第一 活性 条第二十一号に かつ、 炭 利用吸 不可分の状態に 着式特定有害物質処理装置 掲げ る物質を活性炭に吸着させて あるドライクリーニング装置 (土壤汚染対策法施行令 処理する の部分を含む。) る装置を 1 平 V. -成十四. とする。 当 該 年政 装置と一体とな 令第三百三十六

項中 則第· 六項」 のに 八項 附則第十 附 を 附 中 限 工 則 則第六条第十六項及び第十七項中 十一条第十三項」 附 附 第十 る。 に改 ンジンその 附 則第十一 則第十一 一条第十四 め、 則第十 条第十 を加 同 他 え 条第九項第四号」 条第十 条第十五 五. 項 <u>(</u>) 一条第五 を 項」 主要な部 既 を 九 「附則第十一 を 項」 項」 存車 項中 附 「附則第十一条第十二項」 を を 両 分品 則 附 第十 附 附 を  $\mathcal{O}$ に改め、 則第十一条第七 修繕又は 条第十一 則第十一 則第十五 「附則第十五条第四 既 条第 存 更 同条第二十二項及び第二十三項を削り、 九 新 条第十三 取替えを伴う大規模な修理又は改造が 項」に改め、 項 条第四項」に、 車 両 に改 項」 項」 に改め、 を に め、 改 項」 に改 附 同 め、 同項を同条第二十二項とし、 を「附則第十五条第三項」 条 則第十一 「附則第十一条第七項」を め、 同 同項第一号中「供され 第二十一 項 を同条第二十三項とし、 同 条第六 項を同条第二十四項とし、 項 中 項」 附 に 則 行わ 第十 改 同 てい 条第 め、 に改め、 'n 同条第二十五 附 条第十 た車 同 たことがあ <u>一</u>十 同 則 条第二十 匝 条第二十六 両 第十一条第 同 項 同条第十 項 中 第 条第二 るも の 下 項 兀 項中 附 中 号

に

一 次のいずれかに該当する船舶であること。

のように改

がる。

1 前 年 中 に お ける外国 貿易船 (第十一条の二第一項第二号ロに規定する外国貿易船をいう。

造、 号にお 月二日 資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認めら いて同じ。)として就航 以 後 に建造され た船舶 で した日 前 年 数 中 に の全就 おけ る就航 航 日数に対す 日 数が うる割 · 零で あ 合が二分の一 る れ ŧ ,る船: のに、 あ 舶 つて を超える船 は、 当 該 舶 船 **(前** 舶 年の  $\mathcal{O}$ 構

口 該 に けた日 対 船 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体 という。 舶 する割合が二分の一 カ 0 構 5 前年の十二月三十一 造、 が 資格等から 前年の一 を超える船 月二日以後に日本人以外の者 みて主として外国貿易船として就航するもの 日まで 舶  $\mathcal{O}$ (当該期 期間 中に 間 中 お け に おお る外国 け から譲渡を受けた船舶 る就航 「貿易船とし 日数が と認い て就航 零であ 80 (以下口にお 5 るも のうち、 L た れる 日数  $\mathcal{O}$ 船 に 当 舶 あ 0 該 つて 全 いて「日本 就 譲渡を受 は、 航 日 当 数

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

1 口 海上運 海上運送法施行規則 送法: 施行 規則第四十三条第一項第四号口 (昭和二十四年運輸省令第四十九号) 又は ハに掲げる船舶 第四十三条第一項第四号イに掲げる船舶 のうち、 船舶 職員及び 小 型 船 舶

操縦 者 法 施 行 規 則 (昭 和二十六年運 輸 省 1令第九 十一号) 第二条の二第二 項 第二号の 設 備 を有 する ŧ  $\mathcal{O}$ 

又は 船 舶 自 動 化設 備 特 殊 規則 (昭 和 五. + -八年運 輸省令第六号) 第五条の 衛星 航 法装置、 同 令第 五. 条  $\mathcal{O}$ 

項の 二の自 船 速 動 距 衝 突予防援 離 計 ド - プラ式 助装 置 及び 0) ものに限 船 舶 設備規程 る。 若しくは同 昭昭 和 九 年逓信省令第六号) 令第百四十六条の 四十三第一 第百四 十六条の二十五 項のサ イド ・スラ

Ł 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有する  $\mathcal{O}$ 

もの

ス

ター

(船首に設置されているものに限る。) (ハにおいて

「衛星航法装置等」という。)

を有する

項」 五号中 <u>+</u> 三十六項とし、 五項とし、 附 条第二十二項」に改 則第六条第三十五項を同条第三十三項とし、 に改め、 同条第三十七項中 「鉄道事業法施行 同 同項を同条第三十七項とし、 条第三十八項中 同条第三十 め、 規則」の下に「(昭和六十二年運輸省令第六号)」を加え、 「附則第十五条第十七項」を 九 項 「附則第十五条第十七項」 を削 鉄道事業法」の下に「 ŋ 同 条第四 同条第四十一 十項 同条第三十六項中 中 「附則第十五条第十五項」に改め、 項を削る を 附 (昭和六十一年法律第九十二号) 」 「附則第十五条第十五項」 :則第: り、 + 五 同条第四十二項中 「附則第十一条第二十 4条第十. 九 項」 を に改 同項を同条第三十四項 附 「附則第十一 則 め、 应 同項を同条第三十 を加え、 第 [項] + 同 項 を 五. を同 条第二十 条第十六 附 同 条第 項 則 第 第

- 項」 に 改 め、 同 項 を同 条第 五. 十七項とし、 同 条 に 次 の 三 項 を 加 える。
- 58 政 令 附 則第十 条第四 十三項第二号に規定するプラッ 1 ホ  $\Delta$ か らの転落を防止するための設 備 で 総務

省 令で定めるものは、 ホ 7 ドア及び可動 式ホー ム 柵 (これらと併せて設置する列車定点停 止装 置を含む

- 。)とする。
- 59 政 令 附 ]則第十 条第四 十四四 項に規定する停車場建 物 及び 旅 客 用 通 路 に係る家屋 で総務 労省令です 定め る ŧ  $\mathcal{O}$

は 同 条 第四 十三 |項第 号に 掲 げ る 事 業 が 実 施 さ れ た 停 車 場 建 物 及 び 旅 客 用 通 路 に 係 る家 屋  $\mathcal{O}$ 当 該 事 業 実

施 後  $\mathcal{O}$ 床 面 積 か 5 当 該 事 業実 施 前  $\mathcal{O}$ 床 面 積 を控 除 L た 床 面 積 12 相 当する部分とす

60 法 附 則 第 十五条第三十 -七項に! 規定する認定発電設備 で総務省令で定めるものは、 同 項 E 規定する認定 発

電 設 備  $\mathcal{O}$ 用 に 供 する償却 資産 のうち、 住宅等太陽光 発 電 設 備 (電気 事 業者 による再生可 能 エ ネ ル ギ 電 気

- $\mathcal{O}$ 調 達 に 関 す る特 別措 置 法 平 成二十三年 法 1律第 百 [八号) 第二条第 項 E 規 定す る 電 気事 業者 が そ  $\tilde{O}$ 事 業
- $\mathcal{O}$ 用 12 供 する 低 圧 (電 気 設 備 に 関 す る技 術 基 準 を定 8 る省令 伞 成 九 年 通 商 産 業 省 |令第五 十二号) 第二条
- 第 項 第 号に規定する低圧 を いう。  $\mathcal{O}$ 電 線路を介して電 気を供 給す る住 宅、 事業場 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 場 所 に 設

置 られる る太陽 光発電 設備 でそ 0) 出 . 力 が 経 済産業大臣 が 定める出 力 未満 0 ŧ 0) をい う。 0) 用 に 供 する償 却

資産以外のものとする。

附 則第六条の三第一項中 「又は旅客自動車 運送事業」 を削り、 「次の各号に掲げる固定資産 の区分に応じ

それぞれ当該各号に定め る固定資産」 を「線路設備、 電路設備 停車 場、 変電所、 車 庫、 工場、 倉庫 及 び

詰 所 0 用に供する固定資産 又は車 両 に改め、 同項各号を削 り、 同 条第二項中 「 停 車 · 場 の 下 に 変 電 所

」を加える。

附 則 第六 条 O兀  $\mathcal{O}$ 見 出 L を ) 政 令附則 第 + 条の三第三号の 固 I定資. 産 に改 め、 同 条 第 項中 附 則

第十 一条の三第 項第三号」 を 「附則第 十一条の三第三号」 に改 め、 同 条第二 一項及び 第三 一項を削り る。

附 則第八条第四 号中 (昭 和二十四年法律 第百九十五号)」 を削 る。

附 則第十二条の三第一 項中 性 風 俗 特 殊営業」 を 性 風 俗関 連 特 殊営業」 に改め、 同項第三号 口 中 運

動室 (主として重量挙げ 及び びボデ イ| ピ ル 用 具を用 1 7 健 康管 理 及び体力向上を目的 とし た運動  $\mathcal{O}$ 用に供 す

るものをいう。)」を削り、同項第四号に次のように加える。

二 結婚式場

附 則第十二条の三第一 項第五号中 「第十六条第一項」 を 「第八条第 一項」 に、 「内閣 総 理大臣」 を 沖 縄

県知· 四項」を 事 に、 附 則第十六条の二の八第五項」に改める。 「第七 条第 項 第 一 号 を 「第七 条第一号」 に改 め、 同 条第三 項中 附 則第十六条 の 二 の

八

第

附 則第二十二条の三第二号イ中 「農業委員会」 の下に「(農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法 律

村長) を加 え、 同 条第三号イ及び第四 |号イ中 「警戒区: 域 設定指 示 が 行 わ れ た日 を 「居住」 困 難 区 一域を指 定

する旨の公示があつた日」に改める。

第八十八号)

第三条第一項ただし書又は第五

項の

規定により農業委員会を置

か

ない

市

町村にあつては、

市

町

附 則第二十二条  $\mathcal{O}$ 匹 0) 見 出 し中 附 則第三十一条の二」 を 「附則第三十一条の二 一第三項1 及び第 匹 項 に改

め 同条中 「附則第三十 一条の二」 を 「附則第三十一条の二第三項」に改め、 同条に次の一 項を加 える。

2 政 令附則第三十一条の二第四項に 規定する総務省令で定める書類は、 国土交通大臣 の発行す る証 明 書 で

次に掲げる事項の記載があるものとする。

当 該 書 類 を 提 出 する者が 法 附 則 第 五 + -条の二第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に該当する第一 種鉄道事業者 (鉄道事 · 業

法第十三条第 項に規定する第 種鉄道 事 業者をいう。 であること。

法 附 則第五 <del>+</del> 条の二第二項 (T) 規定の適用を受けようとする土地 が 同 項に規定する被災鉄 道 施 設 次

号及び 第四 一号に お 7 て 「被災 (鉄道: [施設] という。) に代わるものとして建 没設され る鉄 道 事 業法 第 八 条第

項に規定する鉄道施設 (政令附則第三十一条の二第一項各号に掲げる要件の全てを満たすものに 限る

0 次号及び第四号において 「代替鉄道施設」 という。 の敷地 の用に供されるものであること。

三 被災 鉄道 施設  $\mathcal{O}$ 敷 地  $\overline{\mathcal{O}}$ 用に供されてい た土地の面 積及び代替鉄道施設  $\mathcal{O}$ 敷地 の用に供され る土地 の 面

積

几 被 災 鉄 道 施 売設に係<sup>1</sup> る鉄道 事業 (鉄道: 事 業法第二条第 項に規定する鉄道 事 業を いう。 以 下この 号 に お

1 7 同じ。)  $\mathcal{O}$ 用に供され て **,** \ た路 線  $\bigcirc$ 起点から終点までの 距 離 及び代替鉄道施設に係 る鉄道 道事 業 の用

に供される路線の起点から終点までの距離

五 政令附則第三十一条の二第二項に規定する割合

附 則第二十三条第一項第 一号 ハ 中 「東 日本大震災に おける原子力 発電 所 の事 故による災害に対 処するため

 $\mathcal{O}$ 地 方 7税法 及び 東日本大震災に 対 処す っるたい 8  $\mathcal{O}$ 特 別 0 財 政 援 助 及 CK 助 成 に関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部を改 正 立する法律 律

平 成二十三年法律第九十六号。 以下 地 方税法等改正法」 という。 附則第二条」 を 「地方税法及び 国 有

定 若 が 自 自 0 しく あ 動 動 適 車 車」 0 た 用を受け は 持 日 を加 出 に 困 に え、 改 難 改 た同 め、 区 域 め、 同 |項に を指・ 号 他 = 同 号 中 規 定する旨  $\mathcal{O}$ ホ 定する代替自 自 警 中 動 戒 車 警戒 区域  $\mathcal{O}$ 公  $\mathcal{O}$ 設定指 示 下 区 域 が 動 に 設 車 あ 乊又 定 若 つた 示 指 は が Š 日 平 行 示が わ は 成二十四 に 解 れ 同 た日 条第三 除 改 され め、 年 た を 項 改 同 日 0) 号 自 正 規 前 ハ 定 を 中 動  $\mathcal{O}$ 車  $\mathcal{O}$ 地 自 一代 持 適 方 出 税 替 動 用を受け 法 自 車 木 持 附 難 動 出 区 則 車 た同 第五 域を指定す 困 又 は 難 十二条 区 項に 域 を · 規  $\bigcirc$ 一代 指 る旨 定 第二 でする 定を 替 項  $\mathcal{O}$ 自 解 公示 他  $\mathcal{O}$ 動 除 規  $\mathcal{O}$ 車

する旨

 $\mathcal{O}$ 

公

示

が

あ

0

た

日

に

改

8

る

平成 に する旨 平 条 地 規 附 定す 方税法等改 成二十四年 <u>一</u> 十  $\mathcal{O}$ 則 規定 第二  $\mathcal{O}$ る 公 兀 十三 に 他 年 示 ょ 改 が  $\mathcal{O}$ 改 条 り あ 自 正 正 読 動 法 法 正 0  $\mathcal{O}$ 法附 た 附 附 み替えて適 車 第 則 則 日 又 第 則 は 第二条」 第十 に改 平 + 項 成二十 第 五. 用され 一条第二 五. め、 号 イ を 条第二項」 匝 同 法 . る場 項 号 年 中 附 改 ハ 警 に、 中 合 則 正 又は 第五 に、 戒 前 区 同  $\mathcal{O}$ 同 平 域 十二条第二 条第 地 同 ·成二十 項 設 方 税 に 項に規定する代替 定 規定す 項 指 法 匹 附 示 (地 年 項に規定する代 則 が る他 行 第 方 改 正 五. 税 わ 法 十 二 法  $\mathcal{O}$ れ 附 自 等 た 条 日 動 自 改 則 第 第 車 動 正 替 車 法 を 五. 条第 項 を 自 附 又 自 は 則 動 法 地 車 法 第 動 項 若 方 附 附 車 二条」 則 則  $\mathcal{O}$ 税 持 L Š 第 規定 第 法 出 等 を 五. は 五. 木 に 改 同 十二条第三 難 十二条第三 ょ 同 条第三項 区 正 り 法 条第 域 な 附 を 指 お 則 項 第 項 項 従 定

改め、 難 示 によ 前 自 ることとされる場合を含む。 が に 動  $\mathcal{O}$ 区 改 例によることとされ 域 あ り 車 読 若 を め、 同号ニ中 0 た 指 み替えて適用される場合 しくは平 定す 日 同 号 る旨 に ホ 「警戒」 成二十 中 改  $\mathcal{O}$ め、 警 公 区 示 域 匹 戒 る場合を含む。 同 設定 が 条第 年 区 以 下 あ |域 改 0 設 指 正 又は た 日 」 ハに 定 項 示 前 指 が 第  $\mathcal{O}$ お 平成二十 行 示 地 号 に改 が わ *(* \ 方 以 解 税 下 口 れ て同じ。 た 日 」 め、 ハ 及 除 法 -四年改| にこ Ű され 附 同号 則第 お ハ 中 た を V . 日 二 7 =0) Ē 五 自 警 規定 法 十 二 同 中 附 ľ 戒 を 動 警 条 車 区 の適用を受けた同 則 自 第五 域 持 第 戒 区 設 動 出  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 定指 規定 域 車 条第三項 項 困 設定 持 難 地地 区域 出  $\mathcal{O}$ 示 適 指 が 方 木 難 を指定す  $\mathcal{O}$ 税 行 用を受け 示 規定 |項に規 が 法等 区 わ 域 解 れ に 除 た 改  $\mathcal{O}$ され 指 る旨 より た同 定す 日 正 定 法 た日」  $\overline{\mathcal{O}}$ Ś 項に規 を な を 附 公示 解 他 お 則 自 第二 除 従  $\mathcal{O}$ す が 自 定す を 動 前 んる旨 あ 条 車 動  $\mathcal{O}$ 自 Ź 車 持 9 例  $\mathcal{O}$ 出 0 た 規 代 12 動 に 公 車 日 ょ 定 替 困

る警 附 戒 則 区 第二十四 域 設 定 指 条第十二項第三号イ及び第四 示区 |域 を 居 住 . 難 区域を指定する旨の |号イ中 「警戒 区 公示が |域設: 定指示が行 あ つた日 に わ れ お V た日にお て 同 項に いて同 規定 項 する居 E 規定 住 す 困

附 則第二 + 五 条第 項 第 号 ハ 中 地方税法等改 正 法 附則第二条」 を 「平成二十四 年 改正法附 則 第 十 五. 条

難

区

域

に

改

8

る

持

出

困

難

区

域

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

指定を解除

する旨

の公示があ

つた日」

に

改

いめる。

ハに

次のように

加える。

により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前

の例によることとされる場合を含む。 以下(7)及び第四項第一号ハ(7)において同じ。) の規定の適用

(8)

の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自

動

車

を受けた平成二十四年改

Ē

前

既に平成二十四

年改

正

前

 $\mathcal{O}$ 

地

方税

法

附則第五

十二条第三項

(地

方税法等改

Ē

法

附則第二条の

規定

により 読 み替えて適用され る場合又は平成二十 匹 年改| 正 法 附 則 第 五 条第三項 0 規定 に より な お 従 前

 $\mathcal{O}$ 例によることとされる場合を含む。 以下(8)及び第四 「項第一 号 ハ(8)におい て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 規 定 0) 適用

を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他 の自 動 車

(9)既に平成二十四 年改正前  $\mathcal{O}$ 地方税法附則第五十七条第四項 (地方税法等改正法附則第二条の規定

により読み替えて適用される場合又は平成二十 -四年改 正 法 附則第十二条第 項 O規定に ょ ŋ な お従

前 0) 例 に よることとされる場合を含む。 以 下 (9)及び 第四項第 号 ハ (9) にお 1 て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 規 定 0 適

用を受けた平成二十四年改正前 の地方税法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内 用 途 廃 止 等

自 動 車 に 代わ ろ ものと市 町 村長が認める軽 自 動 車 (7)に掲げる代替自 動車を除

(10)に 用を受けた平成二十四年改正前 前 の例によることとされる場合を含む。 より読み替えて適用される場合又は平成二十 既に 平 ·成二十 兀 年 改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方 の地方税法附則第五十七条第五項に規定する他 税 法 附 以下(1)及び第四項第一号ハ(1)において同じ。) 則第五 -四年改| 十七 条第五 们 法 附 引 項 則第十二条第二 地地 方 税 法等 改 項 正 法 <u>, 一</u>  $\widehat{\mathcal{O}}$ 軽 附則第二条 規定に 自 動 車 ょ  $\mathcal{O}$ ŋ 規定  $\widehat{(8)}$ な  $\mathcal{O}$ に掲 お 規  $\mathcal{O}$ 従 定 適

げる他の自動車を除く。)

税法 場合を含む。 適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前 成二十四年改正前 輪 附 1 附 則 第 一 項」 則 自 第二十 動 に、 車等若し 五 十七 五 以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。) 又 条第二項 Š は同 条第六  $\mathcal{O}$ 地 は 条第七 同 方 条第七 第 項 税 法 E 規定 附 項」 号 項 則 ハ 中 第五十七条第六項 を「若しく する対象区 (地方税 地方 税 法等改正 法等改一 域 は 同 內 条第七 用 法 途 正法附則 (地 廃 附 別第二 項」 止 方税法等改 等一一  $\mathcal{O}$ 規定 に 第二条」 輪 改 条 め、 O自  $\mathcal{O}$ 適用を受けた平成二十四年改 正法附則第二条 動 規定により を 車等に代 他 「平成二十四 の 二 輪自 読み替えて適用され わ る  $\mathcal{O}$ ŧ の例によることとされる 動 年 0 規定により読 車 と市 改正 · 等 \_ の 下 に 法附 町 村 長 正 則 第十一 る場 が 前 4 乊又 が替えて 認  $\mathcal{O}$ 合又 地方  $\Diamond$ は 五. る 亚 条

(7)既に平成二十四年改正前の 地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する

代替自動車

(8)既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する

他の自動車

(9)既に平成二十四年改正前の 地方税法附則第五十七条第四 項の規定の適用を受けた同項に規定する

対 象区域 内用途廃 止 等自 動 車に代わるものと市 町村長が 認め る軽・ 自 動 車 (7)に掲げる代替自 動車を

除く。)

(10)既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する

他の軽自動車(8に掲げる他の自動車を除く。)

附 則第二十五条第四項第一号ニ中 「警戒区域設定指示が行われた日」を 「自動車持出困難区域を指定する

旨の 公示があつ た日」 に改 め、 同号 ホ 中 「警戒 区 域設定指 示 が解除された日」 を 自 動車 <del>'</del>持 出 困 難 区 域 の指

定を解除す る旨の公示があつた日」 に改め、 同条第一 五項第一号イ中 「警戒区域設定指 示が行われた日」 を

難区 旨 同 戒 域設定指 つた日」 条 (T) 区 第八 域 公示 域 を指 設定 八項第一 が に改め、 示が あつ 定する旨の 指 行 示 た日」 号 が わ 同号 解 れ 口 中 除 た に改 . 日 二 公示 され ノヽ 中 警戒区域設定指示が行 が た を め、 「警戒区域設定指 あ . 日 二 自 0 同 た日」 を 条第九項第一 動 車 自 ·持 出 に改 動 困 車 宗が め、 難 持 号 区域を指定する旨 わ 出 同号 解 れ 口 困 た日」 中 除 難 された日」 区 ハ 中 警戒区域 域 を  $\mathcal{O}$ 警戒 指 自 定 設定指 を 区 を  $\mathcal{O}$ 動 域設定 解 公示 車 自 <del>,</del>持 除 示が が 動 出 す る旨 指 車 困 あ 持 示 行 難 0 た が わ 出 区  $\mathcal{O}$ |域を指定する旨 解除された日」 公示 れ 困 日 た 難 区域の 日 が に 、改め、 あつ を 指定を解 た 自 . 日 二 同 を  $\mathcal{O}$ 号 動 公示が 車 に 自 <del>'</del>持 中 除 改 動 出 す 車 る 警 困 あ

第三号様式別表の裏面を次のように改める。

持

出

困

難

区

域

 $\mathcal{O}$ 

指定

を

解

除

す

る

旨

 $\mathcal{O}$ 

公示

が

あ

つた日」

に

改める。

第三号様式別表 挿入

第五号の四様式を次のように改める。

営利活動法人(以下 を 第五号の五の三様式中 第五号の五の二様式中 「認定特定非営利活動法人等以外」以、 「認定特定非営利活動法人等」という。) 「認定特定非営利活動法人」の次に「及び仮認定特定非営利活動法人」を归える。 「認定特定非営利活動法人を除く」や「認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非 一認定特定非営利活動法人に対する寄附金」 や深へ」に、 「認定特定非営利活動法人以外 を 「認定特定非営

第五号の十四様式備考22を次のように改める。

利活動法人等に対する寄附金」

に改め

<u>(2</u> 条の 内書する する金額) する退職 「支払金額」の項には、 3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定 (1 一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる  $\overset{\circ}{\smile}$ を記載し、 H 7 特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、 その退職手当等の全部又は一 自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額 一部がこれらの規定によりその例による 40B 額に相当 (法第50 (1 いれる なれれ

る所得税法第201 に該当する場合には、 条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等 当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載するこ (以下「特定役員退職手当  $\sim$ 樂  $\cap$ 

計算の基礎を 7 定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、 ယ 徭 ٦ 第五号の十四様式備考24中 5 2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第 その例によ 「摘要」の欄に記載する · るもの  $\sim$ される所得税法施行令第71条の2 「記載すること」の次に「。また、 (1  $\Gamma$ を加え、 同様式備考25に次のように加える。 徭 2項に規定する特定役員等勤続年数及びその 自己が支払う退職手当等又は法第50条の 1項第 これらの規定 号に規

- 5 係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎 第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に
- <u>[]</u> める金額の計算の基礎 第71条の2第 **法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものと** 4項第 0 号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定 される所得税法施行令

第五号の十四様式備考2億中「第30条第4項第2号」を「第30条第5項第2号」 に改め、 同様式備考2に次の

ように加える。

3 その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職

所得申告書に、 法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手

当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにそ

の支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を 「摘要」の欄に記載するこ  $\overset{\circ}{\sim}$ 

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 挿入

第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。

法第144条の6に掲げるもの	
	⋇
	種
石油化学製品製造業	
石化	略称

井	地熱資源開発事業	
ݜ	電 気 供 給 業	
#	生コンクリート製造業	
4	セメント製品製造業	
岡	陶磁器製造業	法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの
林	林	
靊	農業	法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの
軌	鉄道用車両・軌道用車両	法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの
航	航路標識等	法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの
船	漁船以外の船舶	
漁	漁	法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの
略称		業種

檪	たい	*	*	廃棄	航空	貨物	倉	港	飲みし	C C	鉱物
溢	믪	拉击	村加	物処	空運送サー	貨物利用運送	軍	湾運	さいバラス	•   <del> </del>	物の描
44	舞	掘	Н	垂	I K X	送事業	, "	 法	ス製造	工 土 事	採車
業	業	业	業	业	禁	学	业	业	業	業	⋇
採	胆	卡士	木加	落	空	完	育	港	<i>}.</i> ,	ſŢ	鉱

## 第十七号様式別表 挿入

第三十四号の五様式記載心得7及び8中「から無6嵐まべ」を「から無5嵐まべ」に改める。

第四十四号様式別表三記載心得4中 「から第4項まで」や「から第5項まで」 に改める。

附則

(施行期日)

第一 条 この省令は、 平成二十四年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

第七条の五の五及び第十一条の十一の改正規定並びに附則第五条第一項及び第六条第四項 の規定 平

成二十四年七月一日

第二条の三の二、 第二条の三の 五、 第二条の五、 第五号の四 |様式、 第五 一号の五 の 二 一様式、 第五 号 が 五

の三様式、 第五号の十四様式及び第十七号様式別表の改正規定並びに次条の規定 (第三号様式別表 に係

部分、 第一項 び第五 の十七 二第 条第一 二の二第一 十七 十五条第二  $\mathcal{O}$ 項」 項、 項 四十二第一項」を A 条 (これらの規定を第七百三十五条) の三に 項、 項」 十三条の の二第一 第三十七条の十五の二第一項、 の下に「、第七条の四の七第一項」を加える部分、「第二十四条の三第一項」を「第二十条の二 (第一条において準用する場合を含む。)、 「第四十六条の三の二第一項」の下に「、 項 第四· 項 の 下 に お (第五十七条の三において準用する場合を含む。) 、 八八第 項、 に改める部分を除く。 いて準用する場合を含む。)、 十三条の十二の二第一 第四十四 「第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項 第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、 項 (これらの規定を第一条に 条の三第一項、 項」 第三十九条の十の二第一項、 及び を を加える部分、 「第七百三十三条の二十二第一項 同表: 第四十五条第 第五· 第四十七条の五第一項」 地 第二十四条の三第一項」に改める部分、 お 十二条の十八第一項、 方税法施行令の項 į, て準用する場合を含む。)、 一項、 「第四 第四十五条の二の三第一項」 十三条の 第五十四条の四十二第一項」 第四十条第 0 改正規定 十七」 を加える部分、 第五十三条の二の二第一項及 (これらの規定を第七 の 下 に 項、 第三十五条の七 (「第七条 (これらの規定を第五 第五 第四十二条 十 「第五十四条 第四 「第二十五 匹 の三の \_ 条 を加える に改め 0 の三十 十三条 0 四第 匹 百三 匹 0 第

る部分及び 第 五 + 匹 1条の 五. 十七 第一 項 (これらの規定を第五 十七条 の三に お いて準 用する場合を含む。

の 下 に 第五 + -四 条  $\mathcal{O}$ 五十九の二第一 項、 第五 十五 条第一 項 及び 第五十六 条の十一第一項 (これ

5 Ď 規定を第一条において準用する場合を含む。)、 第五十六条の四十九の二第一項 (第五十七条の三

に お いて準用する場合を含む。)、 第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項

(これらの 規定を第一 条において準用する場合を含む。)」 を加える部分に限る。) に限る。) 平 成

二十五年一月一日

三 第三号様 式 別 表 0 改 正 規定及び次条第四 項の規定 (第三号様式別表に係る部分に限る。 平成二十

五年四月一日

四 第一条の八の改正規定 平成二十五年七月一日

五. 第 条の七第二十三号、 第九条の八第一 項及び第二項、 第十条、 第十条の二の二並びに第十条の二の

 $\equiv$ 改 正 規定並びに ·附則第· 九 条の 規定 (総務省関 係法令に係る行政手 続等に お け る情報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利

用 に 関 する法 律 施 行 規 則 別 表 地 方 税 法 施 行 令  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 改 Ē 規定 (「第四 + 八 条の 九 0 八 第 項 及 び 第 兀 項

並 び に 第四 十 ·八 条 0 九 0 九 を 「第四· 十八条の 九 0 八、 第四 十八条の 九 0 九第 項及び第四 項 並 び に 第

兀 1十八条  $\mathcal{O}$ 九 の 十 \_ に 改めめ る 部 分に限り る。 及 び 同 表 地方税法 施行規 則 0 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 Ē 規定 (「第八条 の 五

+ 第 一項 並びに第 + 条第三 項」 を 「 第 八 条 の 五 + 第 項 並びに第十条第二 項 か 5 の第六項が ぼまで」 に改

める部分に限る。)に限る。) 平成二十六年一月一日

六 附則第六条に三項を加える改正規定 (同条第六十項に係る部分に限る。) 電気事業者による再生可

能 エ ネ ルギ 電気 0 調 達に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号) 附則第一条第三号に掲げる

規定の施行の日

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 ک  $\mathcal{O}$ 省令による改 正後  $\mathcal{O}$ 地方税 法施行 規則 (以下 「新規則」 という。) 第二条の三の二第二項  $\mathcal{O}$ 規

定は、 同項に 規定する給与支払者が平成二十五年一 月一 日以後に 同 項に規定する給与所得者から受理 する

同 項に規定する給与所得者の扶 養親族申告 書につい て適用する。

2 新規 則 第二条の三の 五. 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 同 項に規定する公的 年 金等支払者が平成 二十五 年一 月 日 以後

に 同 項 に 規 定する公的年金等受給者から受理する同項に規定する公的年金等受給者 の扶養親族 申 告書 に 0

いて適用する。

同 項 E 規 定す る退 職 手 当 等  $\mathcal{O}$ 支 払を受け る者から受理 する同 項 に 規定す る申 告書 に 0 7 て 適 用 す Ź。

4 新 規 則 第三号様 式別. 表 第五日 号の 匹 様 式、 第五号の 五. の 二 様式、 第五号  $\mathcal{O}$ 五. の三 様式及び第十 七 号様 式

別 表は、 平成二十五年 度以後の年度分の個人の道府県民税及び市 町村民税につい て適用し、 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}} \limits</u> 成二十四 年

度分まで 0 個 人の 道 府 県民税及び市 一町村民 税につい ては、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例に よる。

5 新 規 則 第 五 号 O+ 匹 様 式 は、 平 -成二十 五 年 以 後  $\mathcal{O}$ 各 年に お 1 て支 払  $\mathcal{O}$ 確 定 L た 地 方税 法及び 玉 有 資 産 等

所 在 市 町 村 交付 金 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る法 律 平 成 <u>一</u>十 匹 年 法 律 :第十七1 号。 以 下 平 ·成二十 匹 年 改 正 法 لح

1 第一 条  $\mathcal{O}$ 規定 に よる改 Ē 後  $\mathcal{O}$ 地 方 税法第一 五. + 条  $\mathcal{O}$ 九 及び第三百二十八条の 十四に 規 定 す んる退 職 手

当等についてこれ らの規定により提出 Ļ 又はこれ らの 規定により交付するこれら O規定に 規定する 特 別

徴 収 票につい て適用し、 平成二十四年以前 の各年にお 7 て支払 の確定した平成二十四 年 改正法第 条 0 規

定による改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 地 方 税 法 (以 下 旧 法 という。) 第 五十 条の 九及び第三百二十 -八条の + 匝  $\mathcal{O}$ 規 定 によ

り提 出 し、 又はこれら  $\mathcal{O}$ 規定により交付するこれらの規 定に 規 定する特 莂 徴 収 公票に つい 7 は、 な お従る 前  $\mathcal{O}$ 

例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三 条 新規則第十六号  $\mathcal{O}$ 九様 式 は、 この省令 の施行 の日 (以 下 「施行日」という。) 以後 の自 動 車 -の 取 得

に 対して課すべき自 動 車取得税について適用し、 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得 税に

ついては、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新規則 附則第四条の七 の規定は、 施行日以後の軽油 の引取りに対して課すべき軽油引取税について

適 用 施行 日 前 0 軽 油  $\mathcal{O}$ 引取 りに対い して課する軽 油 引取税 については、 なお従前 0 例 による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新規則第七条の 五. の五第一項の規定は、 平成二十四年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべ

き不動産取得税について適用する。

2 この省令による改正 前の地方税法施行規 則 ( 以 下 「旧規則」という。) 附則第三条の二の十五 の規定は

平成二十四年改正 法 附則第四 条第二項の規定により なお効力を有することとされる旧 法附 則第十一条第

+ 項に規定する家屋 0 取得が 施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに 限 り、 当

該家屋 の 取 得に 対対 して課すべ き不動 産取得税につい 、ては、 なおその 効力を有する。

古 定資 産 税 及び 都 市 計 画 税 に . 関 す Ź 経過 措 置

第六条 別段 の定めがあるものを除き、 新規 則 (の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、 平成二

+ 匝 年度以後の年度分の 固定資産税及び都 市 計画税に ついて適用し、 平成二十三年度分までの固定資 産税

及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平 -成二十 应 年度分及び平成二十五 年度分  $\mathcal{O}$ 固 定資 産 税 及び都 市 計画税に係る新規 則第十条の七 の三第七

項第二号の 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい 7 は、 同 B 号 中 並 び に とあ る 0 は 「及び」 と に 規定する厚 生 一労 働 大 臣

が 定める基準により算定した費用の 額 及び介護保険法 施行 規則 伞 ·成十一年厚生省令第三十六号) 第七 +

九 条各号に掲げる費用 の額の合計額」 とあるのは  $\sigma$ 規定により算定された額」と、 「同法第四 十八条第

一項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」とする。

3 旧 規 則第十 条の十三第三号に規定する貸し付けて 7 る土地 に対 して課する平成二十四年度分及び平成二

+ 五 年度 分  $\mathcal{O}$ 固 定資 産 税 及び 都 市 計 画 税 に 0 ۲, 7 は 同 号  $\mathcal{O}$ 規 定は、 なお そ  $\mathcal{O}$ 効力を有する。 この場合に

お *\* \ . て、 同号中 「平成二十三年一月一 日 とあるのは、 平 成二十五年一月一日」とする。

- 4 新規 則第十 条の + -0 規定は、 平成二十五年度以 後の 年 -度分の 固 定資 産 税及 び都市は 計 画 税 に つい て適
- 用する。
- 5 新規 則 附 則第六条第二十三項の規定は、 平成二十四年四月一日以後に取得された同項に規定する国土交
- 通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十五年度以後の年度分の固定資産税につい て 適 用 同
- 日 前 に 取得され た旧り 規 則 、附則第六条第二十五項に規定する国土交通大臣 の証明がされ た車 両に対 して課す
- る固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平 -成二十三 匝 年 改 Ē 法 附 則 第 八 条第 八 項  $\mathcal{O}$ 規定によ ŋ なお 効 力を有することとされ る旧 法附 則 第十五 第
- 二十項に 規定する構 築物 に対 して課する固 定資産税 につい --は、 旧 規 則 附 則 第六条第四 十 項の 規定 は、
- なおその効力を有する。
- 7 平成二十四年改正法附則第八条第十項及び第十四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる
- 旧 法 附 則 第十五 条 の三第二項に 規定する旧 資産 に対応するものとして取得された家屋又は償却 資 産 に 対 L
- 7 課す る 固 定 資 産 税 及 び 都市 計 画 税 につい ては、 旧 規 則 附 則第六条の四第二 項及び第三項の規 定は、 なお
- その効力を有する。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置

第七条 平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定の適用がある場合における新規則附則第二十二条の

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

三並びに第二十四条第十一項及び第十二項の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる新規則の規定

により読み替えて適用される法附則第五十一条	する	
平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定	法附則第五十一条第四項に規定	
五項の規定の適用を受けようとする場合 次に		
えて適用される法附則第五十一条第四項又は第		
う。)附則第十五条第一項の規定により読み替		
第十二項において「平成二十四年改正法」とい		
号。以下この号及び次号並びに附則第二十四条	する場合 次に	
一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七	五項の規定の適用を受けようと	Ξ.
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の	法附則第五十一条第四項又は第	附則第二十二条の

	第四項に規定する
同条第四項又は第五項に規定す	平成二十三年三月十一日
る居住困難区域を指定する旨の	
公示があつた日	
政令附則第三十一条第四項第二	地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二
号から第四号まで	十四年政令第百九号。以下この号及び次号並び
	に附則第二十四条第十一項及び第十二項におい
	て「改正令」という。) 附則第九条第一項の規
	定により読み替えて適用される政令附則第三十
	一条第四項第二号から第四号まで
法附則第五十一条第四項又は第	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定
五項の規定の適用を受けようと	により読み替えて適用される法附則第五十一条
する場合にあつては	第四項又は第五項の規定の適用を受けようとす

	指定する旨の公示があつた日
平成二十三年三月十一日	同項に規定する居住困難区域を
第六項	
により読み替えて適用される法附則第五十一条	
平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定	法附則第五十一条第六項
て適用される政令附則第三十一条第五項第一号	号
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	政令附則第三十一条第五項第一
第五項	
により読み替えて適用される法附則第五十一条	
平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定	法附則第五十一条第五項
て適用される政令附則第三十一条第五項第三号	号
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	政令附則第三十一条第五項第三
る場合にあつては	

	指定する旨の公示があつた日	
平成二十三年三月十一日	同項に規定する居住困難区域を	
第十三項		
により読み替えて適用される法附則第五十六条		十二項
平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定	法附則第五十六条第十三項	附則第二十四条第
一号		
て適用される政令附則第三十三条第二十三項第		十一項
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	同条第二十三項第一号	附則第二十四条第
から第四号まで		
て適用される政令附則第三十一条第六項第二号	号から第四号まで	
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	政令附則第三十一条第六項第二	
て適用される政令附則第三十一条第六項第一号	号	
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	政令附則第三十一条第六項第一	

平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定	法附則第五十六条第十五項
第十四項又は第十五項	
により読み替えて適用される法附則第五十六条	第十五項
平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定	法附則第五十六条第十四項又は
号	
て適用される政令附則第三十三条第二十項第三	三号
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	政令附則第三十三条第二十項第
号から第四号まで	
て適用される政令附則第三十三条第二十項第二	二号から第四号まで
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	政令附則第三十三条第二十項第
号	
て適用される政令附則第三十三条第二十項第一	一号
改正令附則第九条第一項の規定により読み替え	政令附則第三十三条第二十項第

同条第十四項に規定する居住困 難区域を指定する旨の公示があ 可項に規定する居住困難区域内	により読み替えて適用 第十五項 平成二十三年三月十 可条第十四項に規定力
所 項	してハた旨を証する同条第十四項に規定する居住困難区域内に所有
同条第十五項に規定する居住困	平成二十三年三月十一日
難区域を指定する旨の公示があ	
つた日	
同項に規定する居住困難区域内	同条第十五項に規定する居
に所有していた旨を約する	していた旨を約する
政令附則第三十三条第二十三項	改正令附則第九条第一項の

| 第二号から第四号まで

て適用される政令附則第三十三条第二十三項第

二号から第四号まで

2 平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定の適用がある場合における新規則附則第二十三条第二項

新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条の二及び第二十五条第四項から第九項までの規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる

則第十五条第二項の規定により読み替えて適用		
号。以下「平成二十四年改正法」という。)附	する場合における	
一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七	三項の規定の適用を受けようと	
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の	法附則第五十二条第二項又は第	
用される政令附則第三十二条第三項又は第四項		
)附則第九条第二項の規定により読み替えて適		
十四年政令第百九号。以下「改正令」という。	第四項	二項
地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二	政令附則第三十二条第三項又は	附則第二十三条第

平成二十三年三月十一日	法附則第五十二条第二項各号又
る自動車	
第二項又は第三項の規定の適用を受けようとす	する自動車
により読み替えて適用される法附則第五十二条	三項の規定の適用を受けようと
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項又は第
	する旨の公示があつた日
	する自動車持出困難区域を指定
平成二十三年三月十一日	同項各号又は同条第三項に規定
第二項に規定する	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	する
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項に規定
定の適用を受けようとする場合における	
される法附則第五十二条第二項又は第三項の規	

平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項又は第
第二項第二号イ若しくは第三号イ	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	イ若しくは第三号イ
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号
第二項第三号	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第三号
第二項第二号に掲げる	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	に掲げる
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号
	あつた日
	困難区域を指定する旨の公示が
	は第三項に規定する自動車持出

政令附則第三十二条第三項第二			法附則第五十七条第十三項		政令附則第三十四条第十項			法附則第五十四条第七項		政令附則第三十二条の二第二項		三項に規定する
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	第十三項	により読み替えて適用される法附則第五十七条	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	て適用される政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	第七項	により読み替えて適用される法附則第五十四条	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	て適用される政令附則第三十二条の二第二項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	第二項又は第三項に規定する	により読み替えて適用される法附則第五十二条

平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号	
第三項		
により読み替えて適用される法附則第五十四条		
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十四条第三項	
	する旨の公示があつた日	
	する自動車持出困難区域を指定	二第一項
平成二十三年三月十一日	法附則第五十二条第三項に規定	附則第二十三条の
る場合にあつては		
第二項又は第三項の規定の適用を受けようとす	する場合にあつては	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	三項の規定の適用を受けようと	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項又は第	
及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号	二号及び第三号	
て適用される政令附則第三十二条第三項第二号	号及び第三号又は同条第四項第	

て適用される政令附則第三十二条第四項第二号	一号及び第三号
改正令附則第九条第二項の規定により	政令附則第三十二条第四項第二
第三項の規定	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の	法附則第五十二条第三項の規定
第二項第二号イ若しくは第三号イ	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	イ若しくは第三号イ
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号
第二項第三号	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項	法附則第五十二条第二項第三号
第二項第二号に掲げる	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	に掲げる

		及び第三号
附則第二十三条の	法附則第五十四条第七項に規定	平成二十三年三月十一日
二第二項	する自動車持出困難区域を指定	
	する旨の公示があつた日	
	法附則第五十二条第二項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定
	に掲げる	により読み替えて適用される法附則第五十二条
		第二項第二号に掲げる
	法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定
		により読み替えて適用される法附則第五十二条
		第二項第三号
	法附則第五十二条第二項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定
	イ若しくは第三号イ	により読み替えて適用される法附則第五十二条
		第二項第二号イ若しくは第三号イ

	あつた日	
	困難区域を指定する旨の公示が	
	は第三項に規定する自動車持出	
平成二十三年三月十一日	法附則第五十二条第二項各号又	
第四項又は第五項		
により読み替えて適用される法附則第五十七条	五項	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第四項又は第	
四項		
て適用される政令附則第三十二条第三項又は第	第四項	四項
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十二条第三項又は	附則第二十五条第
第七項に規定する対象区域内自動車		
により読み替えて適用される法附則第五十四条	する対象区域内自動車	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十四条第七項に規定	

改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十二条の二第二項
第二項又は第三項	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	三項
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項又は第
第二項第二号イ若しくは第三号イ	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	イ若しくは第三号イ
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号
第二項第三号	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第三号
第二項第二号に掲げる	
により読み替えて適用される法附則第五十二条	に掲げる
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号

改正令附則第九条第二項の
第二項第二号イに規定する
により読み替えて適用される
平成二十四年改正法附
第十三項
により読み替えて適用される
平成二十四年改正法附則第十
て適用される政令附則第三十
改正令附則第九条第二項の
第七項
により読み替えて適用される
平成二十四年改正
て適用される政令附則第三十

	定する自動車持出困難区域を指	
平成二十三年三月十一日	同条第六項各号又は第七項に規	
第六項に規定する		
により読み替えて適用される法附則第五十七条	する	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項に規定	
第六項又は第七項		
により読み替えて適用される法附則第五十七条	七項	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項又は第	
五項		
て適用される政令附則第三十四条第四項又は第	第五項	五項
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十四条第四項又は	附則第二十五条第
及び第三号又は第四項第二号及び第三号	及び第三号	
て適用される政令附則第三十二条第三項第二号	号及び第三号又は第四項第二号	

により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項第一号
第六項第三号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項第三号
第六項第二号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項第二号
	あつた日
	困難区域を指定する旨の公示が
	は第七項に規定する自動車持出
平成二十三年三月十一日	法附則第五十七条第六項各号又
	定する旨の公示があつた日

平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第八項又は第	
八項		
て適用される政令附則第三十四条第七項又は第	第八項	六 項
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十四条第七項又は	附則第二十五条第
及び第三号又は第五項第二号及び第三号	及び第三号	
て適用される政令附則第三十四条第四項第二号	号及び第三号又は第五項第二号	
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十四条第四項第二	
第十三項		
により読み替えて適用される法附則第五十七条		
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第十三項	
て適用される政令附則第三十四条第十項		
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十四条第十項	
第六項第一号		

平成二十四年改正法附則第十五条第二項の	法附則第五十七条第八項第二号
	あつた日
	困難区域を指定する旨の公示が
	は第九項に規定する自動車持出
平成二十三年三月十一日	法附則第五十七条第八項各号又
	定する旨の公示があつた日
	定する自動車持出困難区域を指
平成二十三年三月十一日	同条第八項各号又は第九項に規
第八項に規定する	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	する
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の	法附則第五十七条第八項に規定
第八項又は第九項	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	九項

第十三項	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第十三項
て適用される政令附則第三十四条第十項	
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十四条第十項
第八項第一号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第八項第一号
第八項第三号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第八項第三号
第八項第二号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	

平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第三号	
第二項第二号に掲げる		
により読み替えて適用される法附則第五十二条	に掲げる	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号	
	定する旨の公示があつた日	
	定する自動車持出困難区域を指	
平成二十三年三月十一日	法附則第五十七条第十三項に規	
第十三項に規定する対象区域内軽自動車等		
により読み替えて適用される法附則第五十七条	定する対象区域内軽自動車等	七項
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第十三項に規	附則第二十五条第
及び第三号又は第八項第二号及び第三号	及び第三号	
て適用される政令附則第三十四条第七項第二号	号及び第三号又は第八項第二号	
改正令附則第九条第二項の規定により読み替え	政令附則第三十四条第七項第二	

	定する自動車持出困難区域を指	八項
平成二十三年三月十一日	法附則第五十七条第十三項に規	附則第二十五条第
第二項第一号		
により読み替えて適用される法附則第五十二条		
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第一号	
第十三項に規定する対象区域内自動車		
により読み替えて適用される法附則第五十七条	定する対象区域内自動車	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第十三項に規	
第二項第二号イ若しくは第三号イ		
により読み替えて適用される法附則第五十二条	イ若しくは第三号イ	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十二条第二項第二号	
第二項第三号		
により読み替えて適用される法附則第五十二条		

第六項第一号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項第一号
第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	定する対象区域内二輪自動車等
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第十三項に規
第六項第三号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項第三号
第六項第二号	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第六項第二号
	定する旨の公示があつた日

平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第八項第一号	
第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	車	
により読み替えて適用される法附則第五十七条	定する対象区域内小型特殊自動	
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第十三項に規	
第八項第三号		
により読み替えて適用される法附則第五十七条		
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第八項第三号	
第八項第二号		
により読み替えて適用される法附則第五十七条		
平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定	法附則第五十七条第八項第二号	
	定する旨の公示があつた日	
	定する自動車持出困難区域を指	九項
平成二十三年三月十一日	法附則第五十七条第十三項に規	附則第二十五条第

により読み替えて適用される法附則第五 十七条

第八

項第

号

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第百二十一号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第 一条ただし書中 「平成二十五年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第二条第二項中 「平成二十五年度」 を「平成二十六年度」に、 「平成二十四年度分」 を 「平成二十

五年度分」に改める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一 部改正)

第九条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の 部を次

のように改正する。

别 表 地 方 税 法 (昭 和二十五年法律第二百二十六号) の項中 第十四 条  $\mathcal{O}$ 九第三項」 を ( 第 条第二

項 において準用する場合を含む。)、 第十四条の九第三項 (第一条第二項及び第十四条の十一 第二項にお

項」を 第一項(これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「第七百十八条第二 六十四第一項(これらの れ 項及び第七百二十六条第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、 に 第七百一条の十六第一項」を「、第七百条の五十九第三項、 三十三条の二十二第一項 十三条の四第四項」に、 る場合を含む。)、第七百一条の三十五第四項」に、 お らの規定を」に、 いて準用する場合を含む。)、 第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項 「第七百一条の六十三第一 「第六百八十条」を「第六百七十四条第四項、 「第七百三十三条の二十二第一項(これらの規定を第七百三十五条」 規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、 (これらの規定を第七百三十五条第二項」に改める。 項並びに第七百二条の八第五項 第七百七条第四項」に、 「第七百一条の六十三第一項、 (これらの規定を第一条第二項において準用 第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第 「第七百十八条第二項並 (これら 第六百八十条」に、 の規定を第七百三十五 第七百一 第七百二条 びに第七 「及び第七百条 条の を「第七百 百二十六条 兀 条第 1第二三 第七百三 の八第五 一項 項、 す  $\mathcal{O}$ 

条、 别 表 第六条の五第二項及び第六条の八第四項」を 地 方 税 法 施 行令 Ò 項中 「第六条の八第三項」を 「第六条の四第一項及び第二項 「第六条の 八第四項」に、 「第六条の四 (同条第一項について 第 項 ( 第

三に 準 条 び第五十二条の十六第一項(これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。)、 三第十四項及び第二十四 及び第四 第五十六条の十 十三項」 十六条の九十二の二第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)」 の二第一項 お 用する場合を含む。)、第五十四条の三十二の二第一項 の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項(これらの規定を第一条にお 7 第二項及び第四項」 お て準用する場合を含む。)」に、 第五 *(* \ 項並 を「及び第十六項」に改め、 て準  $\overline{+}$ (第五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十六条の八十九の三第一項及び第 びに」を 用する場合を含む。)」 四条の四十二第一項」 一第一項 の下に「、第三十一条第七項、 「第十六条の二第一項、 垣 並 (これらの規定を第一条において準用する場合を含む。) 、 びに第四十八条の十三第二十八項 に改め、 の 下 に  $\overline{\phantom{a}}$ 「第五 第十一条の三第三項」を削 十四条の 「第五 第二項及び 第五 + <del>十</del> 四 匹 四十二第一項」を「第五十二条の十三の二第 第三十一条の二、 条 条 第四項、 の 五 (第五十七条の三において準用する場合を含む 0 五十九の二第一項、 十七第一項 (これらの規定を第五十七条の二第 に改め、 り、 第三十二条第五項、 (これら 「第十六条の二第一項、 第十六条の二の三第一項 第五 O第五 規定を第五 を加え、 十五 十六条 第三十二条の 条第 第五· 十七  $\mathcal{O}$ 「及び第 第二項 四十 項 一項及 項に いて 十 二 及 条 五 九 び  $\mathcal{O}$ 

二、第三十三条第二十九項、 第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項」 を加える。

合を含む。)において準用する場合を含む。)、第五条の二(第一条において準用する場合を含む。)」 いて準用する場合を含む。)、第三条の四(第一条及び第十条の二の五 別表地方税法施行規則の項中 「第一条の八、」及び「及び第三条の三の二(これらの規定を第一 (第一条の二において準用する場 条にお

を削り、 「第八条の八(」の下に「第一条及び」を加え、 「第八条の五十一 第一項並びに第十条第三項」

を 「第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで」に改める。